

田辺市男女共同参画プラン

平成 19 年 3 月
和歌山県 田辺市

はじめに

21世紀に入り、少子高齢化の進展や社会経済情勢が急速に変化する中、すべての人がいきいきと心豊かに暮らすためには、家庭・職場・地域などのあらゆる分野において、男女が共に参画できる社会づくりが求められています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、取組が進められています。

本市は、平成17年5月1日に5市町村が合併し、このたび、新田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくため、その指針となる計画「田辺市男女共同参画プラン」を策定しました。本プランは、男女が自らの意思によって様々な分野における活動に参画することができ、力を合わせて共に支え合う社会を目指しています。

男女共同参画社会づくりの基本となるのは、「人権の尊重」です。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認め、相手を思いやる心こそが本市の目指すべき男女共同参画の原点と考えます。市民の皆様一人ひとりが輝いて生きていくことができるよう、男女共同参画社会の実現に向け、本プランを着実に推進してまいり所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました田辺市男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、関係の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

平成19年3月

田辺市長 真砂 充 敏

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 プランの基本的な考え方 | 1 |
| 1. プラン策定の趣旨 | 2 |
| 2. 基本理念 | 2 |
| 3. 田辺市が目指す男女共同参画社会の姿 | 3 |
| 4. プランの性格と位置付け | 4 |
| 5. プランの期間 | 4 |
| | |
| 第2章 プラン策定の背景 | 5 |
| 1. 国内外の動き | 6 |
| (1) 国際的な動き | 6 |
| (2) 国の動き | 7 |
| (3) 和歌山県の動き | 8 |
| (4) 田辺市の取組 | 8 |
| 2. 社会情勢の変化 | 10 |
| (1) 少子高齢化の進展 | 10 |
| (2) 雇用環境の変化 | 11 |
| | |
| 第3章 プランの内容 | 13 |
| 1. 施策の体系 | 14 |
| 2. 基本目標 | 16 |
| 基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり | 16 |
| 重点課題1 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進 | 16 |
| 重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | 19 |
| 重点課題3 人権を尊重する意識の醸成 | 22 |
| 基本目標2. あらゆる分野で男女共同参画を進める社会づくり | 25 |
| 重点課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | 25 |
| 重点課題2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進 | 27 |
| 重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進 | 31 |
| 重点課題4 国際的な活動への男女共同参画の推進 | 34 |

| | |
|--|----|
| 基本目標3. 男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり..... | 36 |
| 重点課題1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保..... | 36 |
| 重点課題2 仕事と家庭の両立支援..... | 39 |
| 重点課題3 農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立 | 42 |
| | |
| 基本目標4. だれもが健やかに安心して暮らせるまちづくり..... | 44 |
| 重点課題1 高齢者・障害者等への支援の充実..... | 44 |
| 重点課題2 生涯を通じた健康支援 | 48 |
| | |
| 第4章 プランの推進体制..... | 51 |
| 1. 庁内推進体制の充実 | 52 |
| 2. 市民との連携..... | 52 |
| 3. 企業との連携..... | 52 |
| 4. 国・県等関係機関との連携..... | 53 |
| 5. プランの進行管理 | 53 |
| | |
| 資料編..... | 55 |
| 1. 男女共同参画社会基本法 | 56 |
| 2. 男女共同参画基本計画(第2次)の概要..... | 61 |
| 3. 相談窓口一覧..... | 66 |
| 4. 用語解説..... | 70 |
| 5. 田辺市男女共同参画懇話会設置要綱..... | 76 |
| 6. 田辺市男女共同参画懇話会委員名簿..... | 77 |
| 7. 田辺市男女共同参画推進本部設置要綱..... | 78 |
| 8. 男女共同参画社会の形成に向けた歩み(年表) | 80 |

第1章 プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、戦後の国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築く上で、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女があらゆる分野に参画し個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられています。

しかし、私たちの身近な状況を見ると、固定的な性別役割分担をはじめ、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間の暴力など、意識や慣習の面において、未だ課題が多く残されています。

こうした中、田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本プランを策定しました。

2. 基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

田辺市においても、男女共同参画社会基本法の五つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

男女共同参画社会基本法における五つの基本理念

男女の人権の尊重

男女が、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の社会における多様な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校など社会生活における活動を両立できるようにすること。

国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と相互に関連していることを勘案し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

3. 田辺市が目指す男女共同参画社会の姿

男女共同参画社会とは、男女の人権を尊重し、互いにかけてあげのない大切なパートナーとして、喜びも責任も分かち合い、支え合いながら、心豊かな生活を送ることができる社会です。そして、人権とは、だれもが生まれながらにして持っている権利で、人間らしく生きていくために欠かすことのできないものです。私たち一人ひとりにはみんな違いますが、一人の人間として、互いの人格や個性を認め合い、尊重し合いながら、互いの人権を守ることが大切です。人は一人で生きているではありません。だからこそ、人に迷惑をかけることなく、自分の人権と同じように他人の人権も認め合っていくことを忘れてはなりません。

男女共同参画は、多様な価値観や、一人ひとりの意思に基づく自由な活動の選択を認めようとするものです。家事や育児に専念したいという考えを否定するものでもなければ、一定の価値観を押しついたり、性別によって役割を固定的に押しついたりするものでもありません。家庭における家族の役割については、それぞれの家庭で主体的に考えていけばよいのです。

また、男女共同参画社会の実現のためには、「社会的性別」(ジェンダー)の視点¹について正しく理解することが必要です。

このような考えのもと、田辺市が男女共同参画社会として目指すべき将来像は次のようなものです。

「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になります。

「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、家族が互いに思いやり、協力し合って、家庭生活における責任を果たし、信頼に満ちた明るい家庭が築かれます。

「職場における性差別が解消すること」及び「仕事と家庭の両立支援が進むこと」によって、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、男女が共に個性と能力を生かし、いきいきと働くことが可能になります。

「地域社会の活動における男女共同参画が促進されること」によって、職場中心の生き方だけでなく、男女が共に多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動など、様々な活動を自ら選択することが可能になります。

4. プランの性格と位置付け

本プランは、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組である男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、田辺市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

また、男女共同参画社会基本法第 14 条に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び「和歌山県男女共同参画基本計画」を勘案し、「田辺市男女共同参画懇話会」において審議を重ねるとともに、「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するなど、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

さらに、「第 1 次田辺市総合計画」をはじめ、「田辺市次世代育成支援行動計画」や「田辺市高齢者保健福祉計画」などの部門別計画との整合性を図りました。

5. プランの期間

本プランの期間は、平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 10 年とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 プラン策定の背景

第2章 プラン策定の背景

1. 国内外の動き

(1) 国際的な動き

女性の人権確立と男女平等の取組は、昭和50年(1975年)に国際連合が提唱した「国際婦人年」をきっかけに大きく前進しました。その年には、「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議 メキシコシティ)において、「平等・開発・平和」をスローガンとする「世界行動計画」が採択され、昭和51年(1976年)以後10年を「国際婦人の十年」と定め、各国政府に対して女性問題への取組の推進を求めました。

昭和54年(1979年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、条約の批准に向けて各国の取組が進められました。この条約は、男女平等を実現するために、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、性別による固定的な役割分担意識や女性に対する偏見を解消する措置を国が講ずるよう規定しています。

「国際婦人の十年」の最終年に当たる昭和60年(1985年)には、「国際婦人の十年世界会議」(第3回世界女性会議 ナイロビ)において、10年間の成果を検討・評価し、成果をさらに継続させていくための「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、女性の地位向上を妨げている障害を指摘し、平成12年(2000年)までに各国が進めるべき具体的措置などを示しました。

平成7年(1995年)に開催された「第4回世界女性会議」(北京)では、女性に対するあらゆる暴力の撤廃、政策決定過程での男女の平等な参画など12の重要問題領域における戦略目標と各国がとるべき行動が盛り込まれた「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成12年(2000年)の「女性2000年会議」(国連特別総会 ニューヨーク)では、「北京行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」(成果文書)が採択されました。「成果文書」は、女性に対する暴力や教育への取組は重要な課題であるとし、行動綱領の実施状況及び新しい課題を踏まえ、「北京宣言」及び「行動綱領」の更なる実施に向けて、各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動指針を提言しています。

また、平成17年(2005年)に開催された第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)では、「北京宣言」、「行動綱領」及び「成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されています。

(2) 国の動き

我が国では、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれており、戦後の国際社会に対応した取組がなされてきました。

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機とした国際的な動きの中、同年、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年（1977 年）には、「国内行動計画」が策定されました。

その後、「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、昭和 60 年（1985 年）には、「女子差別撤廃条約」が批准されました。さらに、昭和 62 年（1987 年）には、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、あらゆる分野での女性の地位向上を図るための長期的展望に立った施策の方向が示されました。

平成 6 年（1994 年）には、総理府に男女共同参画室、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会、さらに内閣に男女共同参画推進本部が設置されました。

その後、平成 8 年（1996 年）には、新国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、さらに平成 11 年（1999 年）6 月には、「男女共同参画ビジョン」及び 2000 年プランの中に、その検討がうたわれた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。基本法は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、基本理念、施策の基本事項、国・地方公共団体や国民の果たす役割、基本的な計画策定などを定めています。

また、平成 12 年（2000 年）12 月には、国連特別総会「女性 2000 年会議」における成果も踏まえながら、基本法第 13 条に基づく法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成 17 年（2005 年）12 月には、それまでの取組を評価・総括した上で「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

推進体制としては、平成 13 年（2001 年）に中央省庁改革により新たに内閣府が設置され、その中に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査・審議を行う男女共同参画会議が設置されるとともに、総合調整・推進のために男女共同参画局が設置されました。

法整備の面においては、平成 9 年（1997 年）に「男女雇用機会均等法」が改正され、募集・採用など雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止等が盛り込まれました。

平成 11 年（1999 年）には、「食料・農業・農村基本法」において農業分野の女性の参画が規定され、平成 13 年（2001 年）には、「水産基本法」においても水産業分野の女性の参画が規定されました。

平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成 16 年（2004 年）には、暴力の定義や被害者の保護等の内容が拡充され、改正されました。また、同年、「育児・介護休業法」が改正され、対象労働者の拡大や子供の看護休暇の創設等が盛り込まれています。

(3)和歌山県の動き

和歌山県では、昭和 52 年（1977 年）に民生部青少年局育成課に婦人主幹を配置し、婦人行政の担当窓口を設置するとともに、同年、庁内関係課室で組織する婦人問題連絡会議、昭和 53 年（1978 年）には、有識者などによる婦人問題企画推進会議を設置し、男女共同参画の取組が始められました。

昭和 57 年（1982 年）には、「和歌山県婦人施策の指標」を策定し、県民の実状に即して効果的に事業を推進するための方向付けがされました。

さらに、昭和 63 年（1988 年）には、引き続き取り組むべき課題と 21 世紀を展望した新しい諸課題を検討して「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」が策定され、平成 7 年（1995 年）には、社会情勢の変化を受けて同プランを改定し、男女共同参画社会の実現に向けて一層の取組が進められました。

また、平成 8 年（1996 年）には、女性行政をさらに強力に、かつ総合的に推進していくため、生活文化部の中に女性政策課を設置し、平成 10 年（1998 年）には、女性問題の解消と男女共同参画社会づくりを目指す県民の活動と交流の拠点として、和歌山県女性センター「りいぶる」が開設されました。

平成 12 年（2000 年）には、「和歌山県男女共生社会づくりプラン」を策定し、平成 13 年（2001 年）には、機構改革により、女性政策課は男女共生社会推進課に、女性センターは男女共生社会推進センターに名称変更されました。さらに、同年、庁内の推進本部機構として男女共生社会推進本部が設置されました。

平成 14 年（2002 年）には、和歌山県における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、「和歌山県男女共同参画推進条例」が施行されました。これに伴い、県では男女共同参画審議会を設置し、平成 15 年（2003 年）には、「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開が図られています。

(4)田辺市の取組

田辺市は、平成 17 年（2005 年）5 月に田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の 5 市町村の合併により誕生しました。合併前の 5 市町村においては、それぞれに男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に、旧田辺市においては、平成 4 年（1992 年）に女性施策担当を総務部総務課に設置し、女性問題解決のための取組を始めました。平成 5 年（1993 年）には、田辺市女性問題連絡会を結成し、平成 7 年（1995 年）には、「女と男のみらい大学」講座を開催しました。

平成 8 年（1996 年）には、教育委員会生涯学習課に女性教育担当を設置し、女性問題に関する学習機会の提供を図り、平成 9 年（1997 年）には、学習と交流の拠点として田辺女性センターを開設しました。また、同年、「田辺市男女共同参画プラン」策定の基礎資料とするために「女と男の暮らしに関する市民意識調査」を実施しました。

平成 10 年（1998 年）には、女性施策担当を企画部人権推進課に移管し、男女共同参画に

関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に男女平等施策推進本部を設置しました。

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の実現に向けて市が行う施策を体系的にまとめた「田辺市男女共同参画プラン サイド・バイ・サイド」を策定し、総合的かつ効果的に取組を進めてきました。

平成 12 年（2000 年）には、男女共同参画社会形成の促進に関する施策及び重要事項を審議する男女共同参画懇話会を設置し、推進体制の充実を図りました。

平成 14 年（2002 年）には、人権推進課で担当してきた男女共同参画社会づくりに関する施策の推進に係る総括業務と、生涯学習課で担当してきた女性センターを中心とする教育啓発業務を一本化し、男女共同参画推進室を設置しました。また、同年、田辺市制施行 60 周年記念・田辺女性センター 5 周年記念講演会「女と男のもっといい関係～男女共同参画社会に向けて～」を開催しました。

平成 15 年（2003 年）には、田辺女性センターを田辺市男女共同参画センターに名称変更し、同年、田辺市女性問題連絡会 10 周年記念講演会「女性史の窓から～男女共同参画社会をめざして～」を開催しました。

新市が誕生した平成 17 年（2005 年）には、田辺市女性問題連絡会を田辺市男女共同参画連絡会に名称変更しました。同年 12 月には、市町村合併を機に、広く市民の意見を聞き、新市における「田辺市男女共同参画プラン」策定に向けた取組を進めていく上で、その基礎資料とするために「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、田辺市男女共同参画センターにおいては、本市における男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、啓発や学習支援、相談事業などの取組を進めています。

2. 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

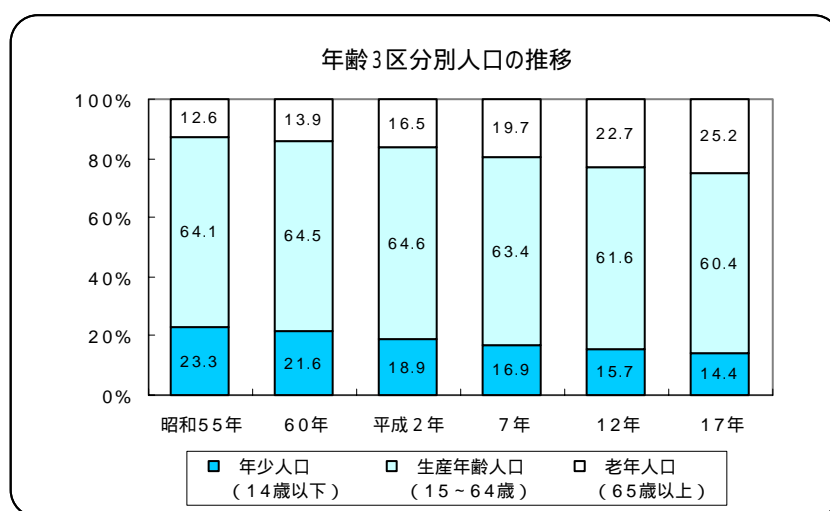
我が国では、少子高齢化が急速に進行しています。平成 17 年（2005 年）の合計特殊出生率²は過去最低の 1.26 であり、人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回っています。また、平均寿命の伸長や少子化の進行により人口構造の高齢化が進んでいることから、2050 年には国民のおよそ 2.8 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会が到来することが予測されています。

平成 17 年（2005 年）の国勢調査によると、田辺市の総人口に占める 14 歳以下の年少人口の割合は 14.4%で、全国平均 13.7%を上回っていますが、生産年齢人口は 60.4%で全国平均 65.8%より低く、また老年人口が 25.2%で全国平均 20.1%より高くなっており、高齢化の進行が顕著となっています。

少子化は、未婚化・晩婚化の進行や夫婦の出生力の低下など様々な要因があるとされていますが、その背景には個人の価値観の多様化、子育てへの経済的な負担感や仕事と子育ての両立に対する負担感が増していることなどが考えられています。また、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化も要因として考えられています。

少子高齢化の進行による社会経済への影響として、労働力人口が減少し経済成長率が低下するおそれがあり、また年金・医療・福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担が増大することなどが懸念されます。

こうした中、豊かで安定した社会を実現するためには、性別や年齢などにとらわれない社会参画が不可欠であり、家庭を基本としつつも、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。



注：平成 12 年までの数値は旧 5 市町村の合算によるもの。

グラフ中の%は、小数第 2 位を四捨五入している関係上、合計が 100%にならない。

資料：国勢調査

(2) 雇用環境の変化

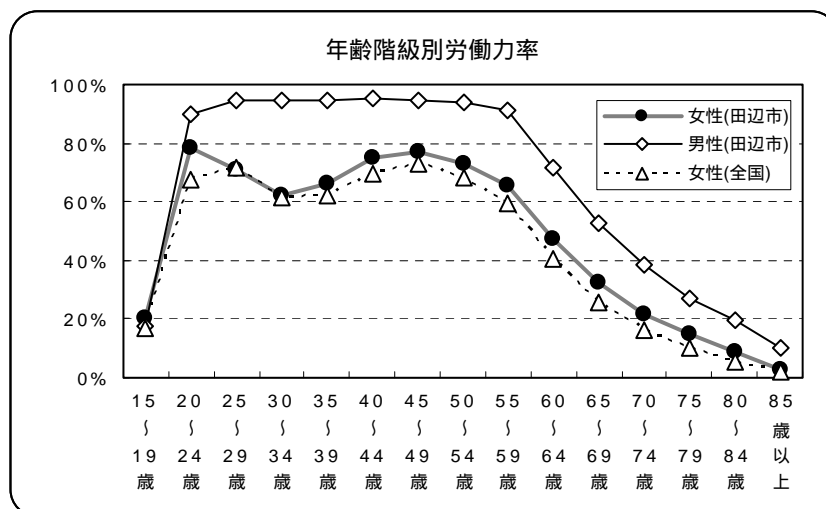
これまで、我が国の経済は戦後の復興期から高度成長期にかけて大きく発展してきました。その間、農業中心の産業から工業中心へと移行し、経済が発展し社会が豊かになる中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。

こうした中、近年では働く女性が増えており、平成 17 年（2005 年）の女性の就業者数は 2,633 万人となり、就業者全体に占める女性の割合は 41.4%となっています。

女性の労働力率をみると、20 歳代後半に一度ピークを迎え、その後低下した後で反転し、40 歳代後半に二度目のピークを迎えるという“M字カーブ”を描いています。これは、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育て等が落ち着いた頃に再び就労するためと考えられますが、田辺市も全国と同様にM字型の傾向がみられます。また、再び就労する際の働き方としては、パート・アルバイトといった非正規雇用の形態が多くなっています。

長引く景気低迷により雇用環境は非常に厳しい状況にあり、終身雇用や年功序列賃金などの日本型雇用慣行が揺らぎつつあります。また、情報通信技術（IT）の飛躍的な発達により、就業形態の多様化が進んでいます。

今後は、少子高齢化に伴う若年労働力の不足により、これまで以上に女性の労働力に期待が寄せられるところであり、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援など、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりが求められています。



資料：国勢調査（平成 17 年）

第3章 プランの内容

第3章 プランの内容

1. 施策の体系

基本目標

1

男女共同参画社会の
実現に向けた意識づくり

重点課題1 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進

施策の方向(1) 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進

施策の方向(2) 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供

施策の方向(3) 行政における男女共同参画の推進

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

施策の方向(1) 学校等における男女平等を推進する教育の充実

施策の方向(2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

重点課題3 人権を尊重する意識の醸成

施策の方向(1) 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

施策の方向(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の方向(3) メディアにおける人権の尊重

基本目標

2

あらゆる分野で男女共同
参画を進める社会づくり

重点課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向(2) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画促進

重点課題2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進

施策の方向(1) 家庭生活への男女共同参画の促進

施策の方向(2) 地域社会への男女共同参画の促進

重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進

施策の方向(1) 女性のチャレンジ支援の推進

施策の方向(2) 防災・災害復興への男女共同参画の推進

施策の方向(3) 地域おこし、まちづくり、観光への男女共同参画の推進

重点課題4 国際的な活動への男女共同参画の推進

施策の方向(1) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

施策の方向(2) 地球的規模の環境問題への男女共同参画の推進

基本目標

3

男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり

重点課題1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向(1) 職場における男女の均等な機会と待遇確保のための環境づくり

施策の方向(2) 母性健康管理対策の推進

重点課題2 仕事と家庭の両立支援

施策の方向(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

施策の方向(2) 子育て支援策等の充実

重点課題3 農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立

施策の方向(1) 方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向(2) 就業条件と環境の整備

基本目標

4

だれもが健やかに安心して暮らせるまちづくり

重点課題1 高齢者・障害者等への支援の充実

施策の方向(1) 高齢者・障害者の社会参画に対する支援

施策の方向(2) 高齢者・障害者福祉サービスの充実

施策の方向(3) ひとり親家庭への支援の充実

重点課題2 生涯を通じた健康支援

施策の方向(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

施策の方向(2) 妊娠・出産に関する健康支援

施策の方向(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

2. 基本目標

基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会は、豊かで活力ある社会を築くために非常に重要なものとなります。このような社会を実現するため、家庭や地域などでの固定的な性別役割分担³意識にとらわれることなく、だれもが男女共同参画について正しく認識できるよう、メディアや様々な機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、男女の人権が尊重される社会をつくるため、メディアにおける人権の尊重、ドメスティック・バイオレンス⁴やセクシュアル・ハラスメント⁵等の男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

重点課題1 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進

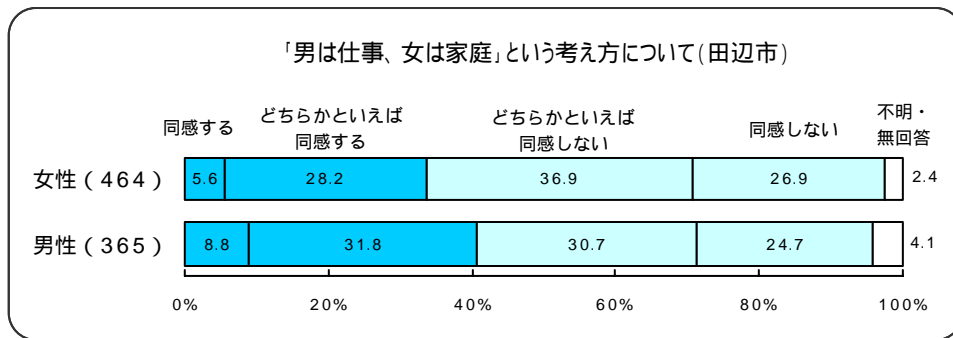
【現状と課題】

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、男女の役割を固定的にとらえる人々の意識は、今なお社会に根強く残っている状況にあります。

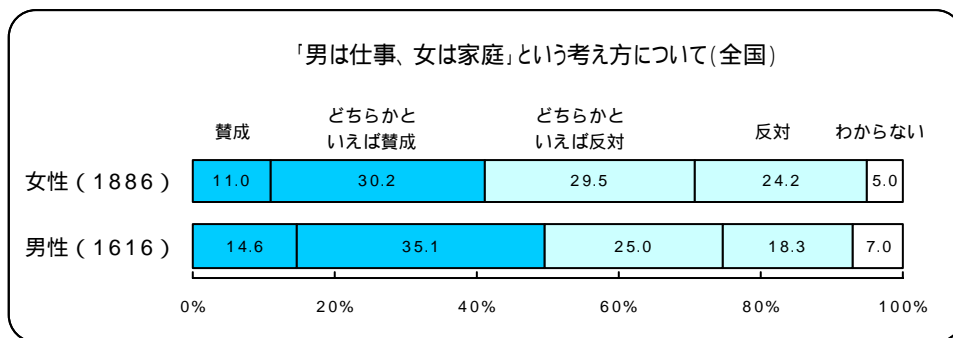
家事時間を例にとってみると、平成13年(2001年)に国が行った調査によれば、共働き家庭において、女性の一日の平均家事関連活動の時間が4時間12分であるのに対し、男性は25分となっています(総務省「社会生活基本調査」)。このことから、女性は共働きの場合、仕事をしながら家事の大部分を担っている現実がうかがえます。また、平成17年(2005年)に行った「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、田辺市では『同感しない』(「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合算)の割合が女性で63.8%、男性では55.4%であり、平成16年(2004年)に実施された内閣府の世論調査と比較すると、『同感しない』の割合は国よりも高くなっています。

変化する意識や考え方がある中で、根強く変わらない意識にとらわれることが、結果として、男女それぞれの活動の広がりを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。

田辺市では、男女共同参画センターを中心として、男女共同参画に関する講演会や講座等を開催し、その重要性についての啓発活動を行っています。今後も、男女共同参画社会の実現を目指し、メディアや様々な機会を通してわかりやすい啓発活動を進めていく必要があります。



注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならない。
資料：田辺市男女共同参画に関する市民意識調査（平成17年）



注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならない。
資料：内閣府世論調査（平成16年）

施策の方向

(1) 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが性別にかかわらず、互いの個性や意思を尊重する意識づくりが重要です。そのため、メディアや様々な機会を通して男女共同参画を進めるための広報・啓発活動を行います。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------|---|--------------------|
| 1 性別による固定的な役割分担意識の見直し | 性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直すための啓発を行います。 | 男女共同参画推進室 |
| 2 男女共同参画に関する講演会・講座等の開催 | 各講演会、講座等の開催を通じ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 | 男女共同参画推進室 |
| 3 メディアを活用した広報・啓発活動の推進 | 「広報田辺」への情報の掲載や、啓発誌・パンフレットの作成、インターネットなど、メディアを通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 | 男女共同参画推進室 広聴広報課 |

施策の方向

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供

男女共同参画センターを中心とし、国や県、他自治体等が進める男女共同参画の推進状況などを把握し、調査・研究を行います。また、男女共同参画に関する情報や資料等を収集し、市民への提供に努めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-----------|
| 4 男女共同参画に関する調査・研究 | 男女共同参画施策を進める上での基礎資料とするため、男女共同参画に関する調査・研究を行います。 | 男女共同参画推進室 |
| 5 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | 男女共同参画に関する国・県・他自治体等の情報や図書・ビデオ・資料等を収集し、男女共同参画センターにおいて、閲覧・貸出しを行います。 | 男女共同参画推進室 |

施策の方向

(3) 行政における男女共同参画の推進

市職員一人ひとりが男女共同参画についての理解と認識を深め、男女共同参画の視点から各施策を推進できるよう、意識の醸成に努めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|------------------|
| 6 男女共同参画に関する職員研修の実施 | 各施策の推進に当たって男女共同参画の視点が持てるよう、職員の理解を深めるための研修を実施します。 | 総務課 男女共同参画推進室 |
| 7 部門別計画への男女共同参画の視点の取り入れ | 部門別計画の策定に当たっては、男女共同参画の視点からも検討を加えます。 | 各課 |

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

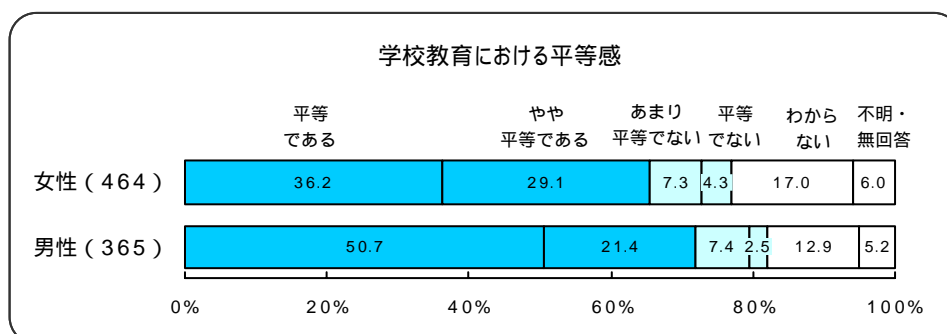
男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく認識し、思いやりと自立の意識をはぐくむことが不可欠です。このような意識を養い育てるためには、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、それぞれの分野で男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

保育所や幼稚園、小中学校では、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが大切となります。

市民意識調査では、教育活動の分野において、女性の65.3%、男性の72.1%が『平等である』（「平等である」と「やや平等である」の合算）と回答しており、家庭や地域、職場など、他の分野に比べて教育分野での平等感は比較的高くなっています。

学校教育と共に、家庭・地域における教育も、児童生徒の意識の形成に大きな影響を及ぼします。家庭や地域の中でみられる固定的な性別役割分担意識に基づいた意識や慣行は、日常生活を通じて子供たちへと伝わります。将来の社会を担う子供たちが、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性をはぐくむことのできるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりに力を入れていくことが求められています。

また、最近では、生きがいや心の豊かさを感じられる生き方を求める人が多くなっています。自分にとって大切なものを見失わず、柔軟な考え方や好奇心を失わない姿勢が心豊かな人生を送ることにつながります。人それぞれの個性と能力を生かして社会の様々な分野に参画することができるよう、学習の機会が生涯にわたって確保されることが重要です。



注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならない。

資料：田辺市男女共同参画に関する市民意識調査（平成17年）

施策の方向

(1) 学校等における男女平等を推進する教育の充実

教育は、男女共同参画社会を実現する上で重要な役割を担っているため、学校教育をはじめとするあらゆる教育活動を通して、園児・児童・生徒に対し、人権尊重の意識や男女平等意識をはぐくむための教育を推進します。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-----------------|
| 8 男女平等観に基づく教育・保育の推進 | 学校、幼稚園、保育所において、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育・保育活動を行います。 | 学校教育課 子育て推進課 |
| 9 発達段階に応じた性教育の推進 | 学校において、人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導を行います。 | 学校教育課 |
| 10 教職員等への研修の推進 | 男女平等を推進する教育の充実に向け、学校・幼稚園・保育所職員への研修を積極的に行います。 | 学校教育課 子育て推進課 |
| 11 男女平等観に基づく進路指導の実施 | 性別にかかわらず、個々の生徒の能力や適性を重視した進路指導を実施するとともに、生徒の主体的な職業選択のために職場研修や職場体験の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 12 保護者に対する男女平等の意識づくり | 家庭内における男女平等の意識づくりを図るため、保護者に対して家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供を行うとともに、保護者会活動における男女共同参画を推進します。 | 児童育成課 子育て推進課 |

施策の方向

(2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

市民が生涯にわたり男女共同参画の意識をはぐくむことのできるよう、講演会や講座等の開催など、学習機会の充実に努めます。また、学習活動が活性化するよう、グループ・団体等の活動支援を行うとともに、学習と交流の拠点である男女共同参画センターの充実を図ります。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|---|--------------------|
| 13 生涯にわたる学習機会の充実 | 各種講演会、講座、教室等において、男女共同参画の視点に立った学習を推進するとともに、一時保育の実施等受講環境の充実に努めます。 | 各課 |
| 14 学習活動を支援する指導者の養成 | 研修等を通じて男女共同参画の意識づくりを図るとともに、指導者の養成に努めます。 | 男女共同参画推進室 |
| 15 学習グループの育成・活動支援 | 学習グループへ情報提供等の活動支援を行うとともに、グループ等のネットワークづくりを推進します。 | 男女共同参画推進室 生涯学習課 |
| 16 学習拠点の充実 | 男女共同参画に関する活動を行う団体のネットワークの拠点として、男女共同参画センターの充実に努めます。 | 男女共同参画推進室 |

重点課題3 人権を尊重する意識の醸成

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

しかし、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の人権を侵害する行為が問題となっています。平成 17 年（2005 年）に国が行った調査によれば、女性の約 3 割で配偶者からの暴力を受けた経験があると回答しており、被害者には女性が多くなっています（内閣府「男女間における暴力に関する調査」）。また、セクシュアル・ハラスメントに関しても、特に職場における女性の被害が多くなっており、平成 16 年度（2004 年度）に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談のうち、女性労働者等からの相談件数は 81.6%を占めています。

配偶者等からの暴力は、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、被害が潜在化することが多くなっていました。近年では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」⁶などの法整備が進むとともに、人々の意識の面でも理解が進んでおり、市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンスという言葉について、男女共に 6 割以上が「よく知っていた」と回答しています。

今後も、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の防止に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

また、近年、高度情報化が進展する中で、新聞・図書・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に非常に大きな影響を与えています。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性がより広く理解される可能性がある一方で、固定的な性別による役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を肯定した表現などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、時には批判的な視点を持って読み解き、自分で使いこなす能力の向上が求められています。

施策の方向

(1) 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力は人権侵害であるという認識を広め、あらゆる暴力を許さない社会をつくっていくために、啓発活動などによる意識づくりや相談体制の充実に努めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|---------------------|
| 17 男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発 | ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発活動を行います。 | 男女共同参画推進室 |
| 18 ドメスティック・バイオレンス等の被害者に対する相談体制の充実 | ドメスティック・バイオレンス等の被害者に対する相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。 | 男女共同参画推進室 子育て推進課 |

施策の方向

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

職場をはじめとしたセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行うとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の早急な解決に向け、相談体制の充実に努めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|--------------------|
| 19 セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 | 職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 | 男女共同参画推進室 商工振興課 |
| 20 セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実 | セクシュアル・ハラスメントに関する相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。 | 男女共同参画推進室 商工振興課 |

施策の方向

(3)メディアにおける人権の尊重

市が発信する情報においては、人権尊重の視点に立ち、性別に基づく固定観念にとらわれないよう配慮します。また、受け手となる市民が情報に対する判断力や活用力を高めることができるよう、取組を進めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|--------------------|
| 21 市の発行物等における性差別につながる表現の点検 | 市が発行するパンフレット・チラシや庁内に掲示するポスター等に性差別につながる表現がないかを点検し、不適当なものについては是正します。 | 男女共同参画推進室 各課 |
| 22 メディアを正しく読み解く力の養成 | 市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うための学習機会を提供します。 | 男女共同参画推進室 学校教育課 |

基本目標2 . あらゆる分野で男女共同参画を進める社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に責任を持って、家庭、職場、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようにすることが大切です。あらゆる分野において男女共同参画が図られるよう、意識啓発と環境整備を推進します。

市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、企業や団体等への働きかけを行います。

また、防災や地域おこしなどの新たな取組を必要とする分野や国際的な活動など、幅広い視点で男女共同参画を推進します。

重点課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、だれもが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定過程での男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能になります。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げており、その施策の中には積極的改善措置(ポジティブ・アクション)が含まれています。

国では、平成 15 年(2003 年)6月に男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進」が決定され、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための施策を推進しています。その決定の中では、社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待されています。国における政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあり、国会議員に占める女性の割合は、平成 18 年(2006 年)4月現在、衆議院では過去最高の 9.4%、参議院では 14.0%となっています。

国の審議会等における女性委員の割合については、平成 17 年度(2005 年度)末までに 30%の到達を目指していましたが、平成 17 年(2005 年)9月末に達成されました。これを受けて、平成 18 年(2006 年)4月に男女共同参画推進本部において、新たな目標として、平成 22 年度(2010 年度)末までに女性委員比率 33.3%を目指すことが決定されました。

田辺市では、平成 18 年(2006 年)4月現在の市職員(981 人)に占める女性の割合は 26.2%となっており、また管理職(153 人)に占める女性の割合は 12.4%となっています。小中学校においては、教職員の総数(662 人)のうち女性は 53.2%と半数以上を占めていますが、管理職の女性割合をみると、校長では 10.2%、教頭では 18.4%となっています。

また、市の審議会等における女性委員の比率は、平成 18 年(2006 年)4月現在で 20.1%となっており、女性の参画がない審議会等も 3 割程度あります。

田辺市においても、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、まちづくりに女性の意見を生かしていくことが重要です。

施策の方向

(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

市政に女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、審議会等委員への女性の参画を促進します。また、女性職員の意欲と能力に応じた登用を行います。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-----------|
| 23 審議会等委員への女性の参画促進 | 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会等委員の女性比率目標を 30% とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。 | 各課 |
| 24 公募制度の導入促進 | 市政により一層の民意を反映させるため、審議会等委員の公募制度の導入を促進します。 | 各課 |
| 25 女性職員の職域拡大と管理職への登用促進 | 市女性職員の職域の拡大に努めるとともに、能力に応じた女性の管理職への登用を促進します。また、性別による偏った事務分担の見直しを行います。 | 総務課 各課 |
| 26 人材情報の整備・提供 | 各分野における女性団体等の人材情報を収集・整理し、個人情報に配慮しながら提供に努めます。 | 男女共同参画推進室 |

施策の方向

(2) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画促進

だれもが働きやすい職場づくりに向け、様々な機会をとらえ、企業や団体等に対して方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行います。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|-------|
| 27 企業・団体等の方針決定過程への女性の参画促進 | 企業・団体等に対して、女性の管理職等への登用促進に関する働きかけを行います。 | 商工振興課 |

重点課題2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進

【現状と課題】

近年は、女性の就労率が上昇しており、子供を持つ女性が就労していることも多くなりました。しかし、家事・育児・介護等は女性が行うものであるという固定的な性別役割分担意識は依然残っている状況にあります。

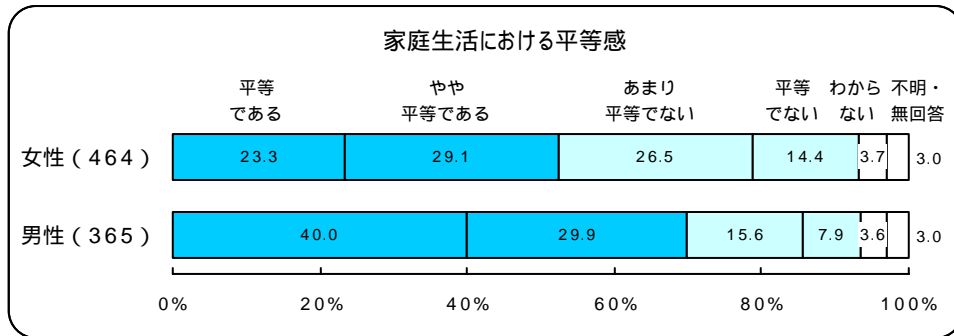
市民意識調査では、家庭生活、地域活動における男女の平等感については、どちらも『平等でない』（「平等でない」と「あまり平等でない」の合算）と感じる割合が男性よりも女性で高くなっており、家庭内の仕事の役割についても、「食事のしたく」、「掃除」、「洗濯」といった“家事”はその大部分で女性が担っている状況がみられました。

我が国は、平成7年（1995年）にILO156号条約（家族的責任を有する労働者条約）⁸を批准しました。この条約が目指す男女平等社会とは、すべての人の職業生活と家庭生活の調和が図られ、平等で人間らしい生き方ができる社会のことを指します。仕事を持つ女性が増えている中、このような社会をつくっていくためには、一人ひとりの意識も重要ですが、家庭だけの問題にとどめず、企業など、社会全体がその推進に向けて協力していくことが必要となっています。

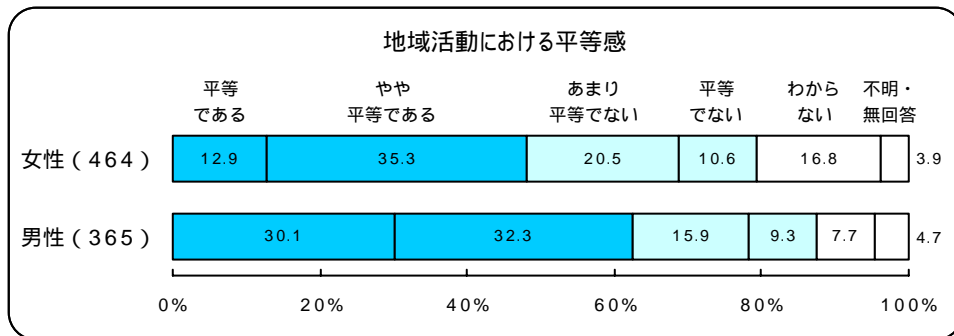
田辺市では、母子・父子手帳の配布やマタニティスクール、パパママ教室等の開催を通じて男女が共に子育てにかかわる意識づくりを行っており、介護については、介護保険制度⁹の普及と併せ、各種介護サービスや介護予防サービスの充実に努めています。このような取組と共に、家庭生活に大きな影響力を持つ企業においても、「田辺市企業人権推進協議会」等と連携を図りながら、育児・介護休業の重要性についての啓発を行っています。

また、核家族化や都市化の進展、女性の社会進出などとあいまって、地域での支え合い、コミュニティづくりの必要性が高まっています。自治会やボランティア活動などの地域活動においては、活動主体の多くが女性であり、男性は地域社会とのつながりが希薄化する傾向がみられます。その背景には、男性の仕事の忙しさなどがあると考えられますが、地域活動には男女双方の力が必要不可欠です。男性にとっても、家庭・職場・地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職後も生きがいを持って有意義な生活を送るためには、家族との関係や地域での生活が重要な要素となります。

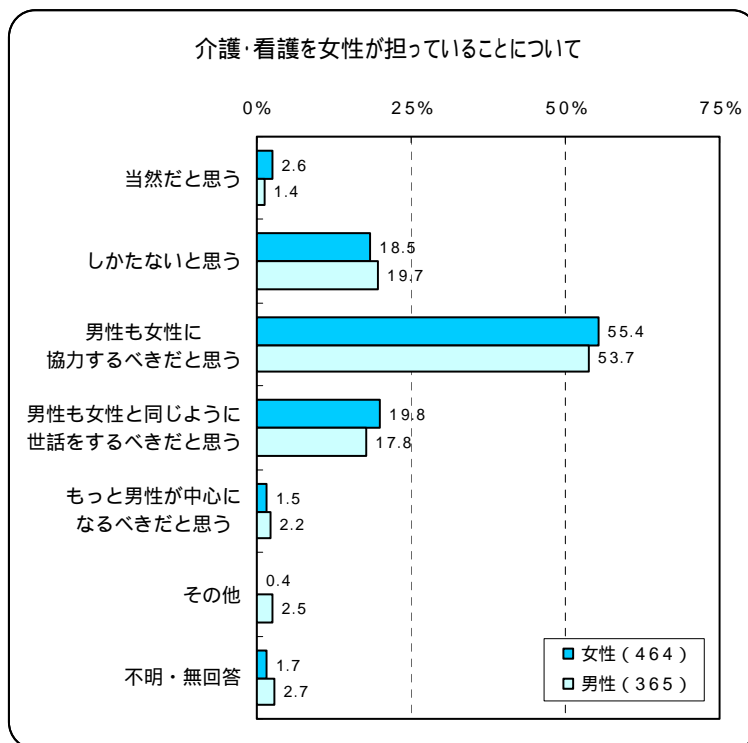
一人ひとりが暮らしやすい地域をつくっていくため、地域社会における男女共同参画をより一層進める必要があります。



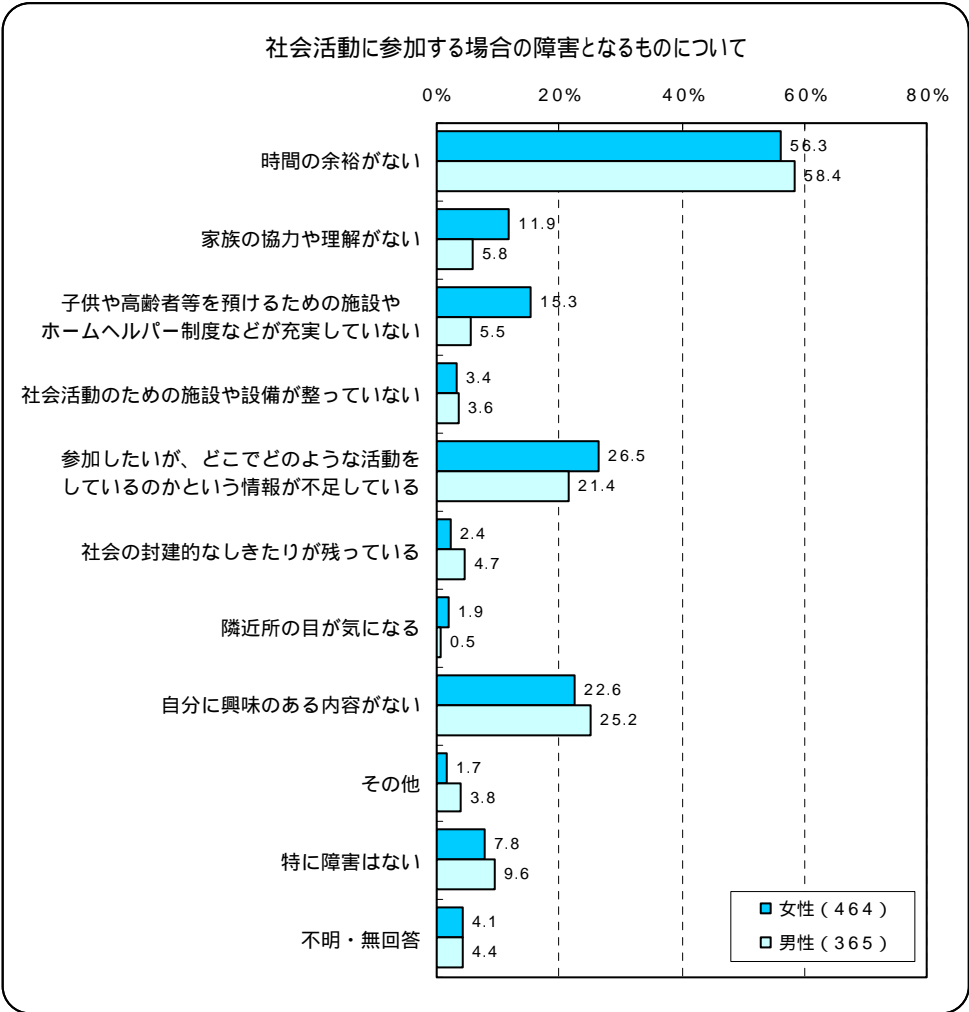
資料：田辺市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 17 年）



資料：田辺市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 17 年）



資料：田辺市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 17 年）



資料：田辺市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 17 年）

施策の方向

(1) 家庭生活への男女共同参画の促進

男女が共に家事・育児・介護等の家庭的責任を担うことができるよう、家庭生活における男女共同参画を促進するための啓発活動を行います。特に男性が家庭生活に積極的に参画することができるよう、学習機会を提供します。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|-------------------------------|
| 28 家庭生活における男女共同参画を進める啓発活動 | 男女が共に家族の一員としての責任を持ち、家事・育児・介護等を担うことができるよう、啓発活動を行います。 | 男女共同参画推進室 健康増進課 やすらぎ対策課 |
| 29 男性の家事・育児・介護等に関する学習機会の提供 | 男性の家庭生活への参画を促進するため、家事・育児・介護等についての学習機会を提供します。 | 男女共同参画推進室 健康増進課 やすらぎ対策課 |

施策の方向

(2) 地域社会への男女共同参画の促進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO¹⁰活動、地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|----------------|
| 30 地域活動への支援と男女共同参画の推進 | 自治会・公民館等の地域活動において情報提供等の活動支援を行うとともに、活動における男女共同参画を推進します。 | 広聴広報課 生涯学習課 |
| 31 学習・交流等の場の提供 | 地域活動の活性化を図り、地域のコミュニティ活動や学習・交流等の場として、生涯学習センター等を提供します。 | 生涯学習課 |
| 32 ボランティア活動等、市民の自主的な活動の促進 | ボランティア等の市民が自主的に参加できる活動機会の充実に向け、情報提供等の活動支援やネットワークづくりを推進します。 | 広聴広報課 各課 |
| 33 地域福祉の推進 | 住み慣れた地域において相互に助け合える地域福祉活動を推進します。 | 保健福祉総務課 |

重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進

【現状と課題】

平成 17 年（2005 年）12 月に国において策定された「男女共同参画基本計画（第 2 次）」では、男女が共に個性と能力を発揮できる社会を実現するため、女性が政策・方針決定過程に参画し活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性の参画が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の三つのチャレンジ支援の推進が掲げられています。

女性の社会進出が進んだといわれる今日でも、仕事を続けたいと希望しながら出産により退職を余儀なくされている例も多くみられます。また、子育てが一段落してから再び仕事に戻ろうとしても、本人の希望する仕事に就くのが困難な状況もみられます。このような境遇に置かれた女性の意欲と能力を生かせる環境をつくることは、本人にとっても、企業や社会全体にとっても有益です。

女性の新しい発想や多様な能力を生かせるよう、雇用、まちづくり等様々な分野へのチャレンジ支援を進めていく必要があります。

さらに、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」では、新たな取組を必要とする分野として科学技術、防災・災害復興、地域おこし・まちづくり・観光、環境の各分野が掲げられました。これらは生活に身近な分野であり、男女が共に参画し、様々な発想、地域の活性化、暮らしの改善が求められるものです。

田辺市では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方のもと、平成 19 年（2007 年）3 月現在、市内の約 8 割の自治会等で自主防災組織が設立され、地域における学習会や避難訓練等に取り組んでいます。今後、発生が予想される東南海・南海地震をはじめ、風水害等の自然災害に備えた防災対策の確立が急務となっていることから、防災・災害復興対策においても男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

また、今日では、女性客・高齢層といった様々な世代の人々が満足できる多様な余暇の楽しみ方が増えるなど、観光を取り巻く状況は大きく変化しています。

田辺市は、神秘的で奥深い森林・渓谷、世界遺産に登録された熊野古道や熊野本宮大社に代表される史跡、日本三美人の湯の一つである龍神温泉や日本最古の湯といわれる湯の峰温泉といった有数の秘湯、自然環境保全の象徴である天神崎に代表される豊かな海など、人々の心と身体をいやす文化と自然にあふれた地域であり、こうした地域資源を生かしながら、多様なニーズを踏まえた魅力的な観光地づくりをより一層進める必要があります。

施策の方向

(1) 女性のチャレンジ支援の推進

女性の意欲と能力を生かすため、技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、チャレンジ支援を推進します。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------|
| 34 技術や職業能力を開発するための支援の充実 | 女性の職業能力の開発や必要な技能の習得のため、田辺地域職業訓練協会等関係機関との連携のもと、講座等を開催します。また、起業に関する情報や学習機会を提供し、女性の起業を支援します。 | 商工振興課 |
| 35 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催 | 再就職希望者に対し、田辺公共職業安定所等関係機関との連携のもと、情報提供や講座を開催します。 | 商工振興課 |

施策の方向

(2) 防災・災害復興への男女共同参画の推進

被災時には、家事・育児・介護等の家庭的責任が女性に集中することや、避難所生活において男女のニーズの違いがみられることなどが明らかとなってきています。このような緊急時においても、男女共同参画の視点からの取組が図られるよう、防災・災害復興体制の確立を目指します。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---|--------------------------------|
| 36 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策の推進 | 防災・災害復興体制において男女共同参画を推進し、避難所の設置運営体制、被災者に対する相談受付体制、医薬品等の備蓄・供給体制など、男女それぞれのニーズを取り入れるよう努めます。 | 総務課防災対策室 |
| 37 地域防災力の向上 | 地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。 | 総務課防災対策室 消防本部総務課 消防本部予防課 |

施策の方向

(3) 地域おこし、まちづくり、観光への男女共同参画の推進

地域づくりを推進する活動や、地域の文化・産業に男女が共に参画して新たな視点で見直すことにより、地域おこし・まちづくりを進め、さらにはそれを基盤とした観光施策を推進することで、地域全体の活性化を図ります。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---|-------------|
| 38 地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進 | 地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、人材育成や情報・学習機会の提供に努めます。 | 観光振興課 各課 |

重点課題4 国際的な活動への男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、昭和50年（1975年）の国際婦人年以降、全世界の共通課題となっています。政治、経済、文化など社会の様々な分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取組は国際的な動きと連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と関心を深めていくことが望まれています。

田辺市に住む外国人登録人員数は、平成19年（2007年）3月末現在で17か国301人となっており、市民に対しては国際交流センターを中心に、国際理解教育や国際交流の機会を提供しています。また、学校教育においても、平和や人権尊重の視点から、国際理解教育を社会科・道徳・総合学習などの時間を通じて進めています。

環境整備の面では、公共施設案内標識や道路標識等の外国語併記を行うとともに、日常生活に必要な情報や各種手続をまとめた4か国語の生活ガイドブックや、公共施設や銀行、医療機関などを示した公共ガイドマップを作成するなど、情報の提供を行っています。

社会の様々な分野で国際化が進んでいる中、だれもが国際社会の一員として、男女共同参画社会の実現に向け、国際的な視野で協力していく必要があります。

また、近年、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が国際的に大きな課題となっています。こうした問題は私たちの日常生活とも深くかかわりのあることから、家庭や地域における環境保全活動やライフスタイル¹¹の見直しなどの取組が求められています。

田辺市では、各家庭におけるごみの分別徹底や、市民・学校・企業・団体等による海岸の一斉清掃、河川等の美化活動など、市民自身による環境保全の取組がなされてきました。平成18年（2006年）7月には、市民、企業、行政の協働による環境美化を進める組織として「田辺市環境美化連絡協議会」が発足しました。また、各地域の自治会や団体を対象とした環境啓発講座を開催するなど、環境に関する意識啓発に取り組んでいます。

田辺市には、日本のナショナルトラスト運動¹²発祥の地である天神崎や、世界遺産である熊野古道、吉野熊野国立公園や高野龍神国定公園などの豊かな自然環境があり、これらを損なうことなく次世代に引き継ぐため、環境保全活動の推進が重要です。

施策の方向

(1) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

市民の国際理解に対する幅広い意識の向上に努め、国際理解を深めるための教育の充実を図るとともに、行政サービスの国際化、情報提供や相談、市民の自主的な交流活動を推進します。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------|---|----------------|
| 39 国際理解の推進 | 市民の異文化理解と国際感覚を養うための学習機会を提供します。 | 生涯学習課 学校教育課 |
| 40 国際交流の推進 | 外国人が暮らしやすいまちづくりとして、行政サービスの国際化や生活情報の提供・相談、市民の自主的な交流活動を推進します。 | 生涯学習課 各課 |

施策の方向

(2) 地球的規模の環境問題への男女共同参画の推進

市民の環境問題への関心を高めるとともに、一人ひとりが知識や経験を生かし、身近なところから環境保全に参画できるよう、取組を進めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|---|---------------|
| 41 環境問題に関する啓発活動の推進 | 資源の浪費などの日常的な生活上の問題が、環境汚染・環境破壊など地球的規模の環境問題と無関係ではないことを学習する機会を提供します。 | 環境課 廃棄物処理課 |
| 42 環境保全活動の推進 | 市民の環境問題への関心を高め、ごみの分別やリサイクルなど、環境保全活動を推進します。 | 環境課 廃棄物処理課 |

基本目標3 . 男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇が確保されることが必要です。就業において、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しを進め、子育てや介護への社会的な支援の充実に努めます。

また、農林水産業や商工業等の自営業においても、男女が共に担い手としての役割を果たすことができるよう、取組を進めます。

重点課題1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

日本国憲法は、すべての人に勤労の権利を保障しています。職場においては、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりを進めることが重要です。

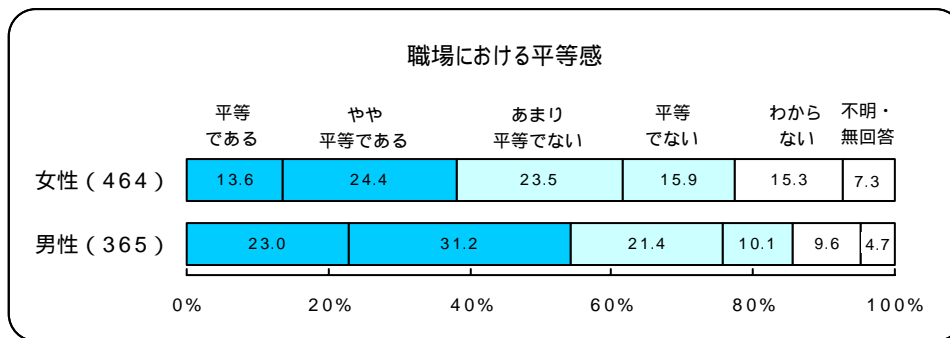
しかし、現実には賃金や昇進・昇格、就業形態など、職場における機会や待遇には依然として男女の差があり、市民意識調査においても、職場において男女が『平等でない』（「平等でない」と「あまり平等でない」の合算）と感じる割合は男性よりも女性で高くなっています。また、職場での性別による待遇の違いや問題についても、「女性の方が優遇されている」との回答は女性 2.5%、男性 6.0%であるのに対し、「男性の方が優遇されている」との回答は女性が 16.2%、男性が 15.6%となっています。

女性の年齢階級別労働力率をみると、田辺市でも全国同様、子育て期に当たる 30 歳代前半で低下する“M字カーブ”がみられます。市民意識調査では、現在働いていない 30 歳代の女性のうち「すぐにでも勤めたい」、「将来勤めに出たい」と考えている人は 73.8%という結果が出ており、その際の気がかりなこととしては、「年齢制限」と「家事・育児との両立ができるか」が半数以上を占めています。このことから、就労意欲を持ちながらも、様々な事情により就業していない、あるいは就業できない女性が多いことがうかがえます。

また、女性が職場で母性を尊重され、働きながら安心して子供を産むことができる環境を整備することも、重要な課題となっています。

平成 19 年（2007 年）4 月には、男女雇用機会均等法¹³の改正法が施行されるなど、制度上の改善は図られつつありますが、依然、就業意欲を低下させる等の事例が見受けられます。

今後も、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組を進めていく必要があります。



資料：田辺市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 17 年）

施策の方向

(1) 職場における男女の均等な機会と待遇確保のための環境づくり

労働基準法や男女雇用機会均等法などに基づき雇用機会や待遇が確保されるよう、事業主等へ働きかけるとともに、各種相談を実施し、男女が共に持てる力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------|
| 43 男女雇用機会均等法の周知徹底 | 男女雇用機会均等法の周知を図り、職場における待遇の改善に向けての啓発を行うとともに、各関係機関との連携のもと、研修会等を開催します。 | 商工振興課 |
| 44 女性の就労状況に関する調査 | 女性の就労状況に関する調査に取り組みます。 | 商工振興課 |
| 45 パートタイム労働者等の就業条件の整備 | パートタイム労働者等の就業条件の改善に向け、事業主等に対して、 <u>パートタイム労働法</u> ¹⁴ 等の周知徹底を図ります。 | 商工振興課 |
| 46 労働相談、就労相談など各種相談事業の充実 | 田辺公共職業安定所や田辺労働基準監督署等、関係機関・団体と連携し、労働相談、就労相談等を実施します。 | 商工振興課 |

施策の方向

(2) 母性健康管理対策の推進

女性が妊娠中・出産後も安心して働くことができるよう、母性保護・母性健康管理についての周知と啓発を行います。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|----------------|
| 47 母性健康管理対策の推進 | 母性健康管理体制についての情報提供、相談、支援を行い、母性保護・母性健康管理について事業主に周知徹底を図ります。 | 商工振興課 健康増進課 |
| 48 働く女性への妊娠中・出産後の配慮 | 女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いが起らないよう、啓発を行います。 | 商工振興課 健康増進課 |

重点課題2 仕事と家庭の両立支援

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中で、男女が仕事と家庭生活を両立させ、バランスのとれた生活を実現していくためには、その基礎となる家庭において家族が協力し、支え合いながら、子育てや介護を担うとともに、社会的サービスも充実していくことが重要です。

市民意識調査では、「結婚や出産、子育て、あるいは介護をしなければならなくなった時に、男女が働き続けられるために必要なこと」をたずねたところ、男女共に、「家庭のことに男女が共に責任を担い、協力すること」という意見が最も多く、次いで「保育や介護の施設・サービスの拡充」、「働き続けることに対する家族の理解と協力」となっています。

働く場においては、育児・介護休業法¹⁵等の制定や改正により制度は整ってきているものの、十分に活用されているとはいえない状況にあり、仕事と子育て・介護の両立についての意識啓発を進める必要があります。さらに、育児・介護休業等を取得しやすく、復帰しやすい職場づくり、仕事と家庭生活の両立をしやすくする多様な就労形態の普及、長時間労働等の職場優先の意識や男性も含めた働き方の見直しなど、男女が働きながら安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進める必要があります。

田辺市では、それぞれの職場で問題意識を持ってもらえるよう、田辺市企業人権推進協議会等を通じて、各種情報提供など、職場環境の改善に向けた取組を進めています。

一方、家庭・地域においては、核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、子育て支援機能の低下が問題となっており、各種保育サービスの充実や地域における子育て支援など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。

田辺市では、次世代育成支援対策推進法¹⁶に基づき、「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、少子化対策や子育て支援の施策を推進しています。

田辺市における保育所入所児童数は、平成18年（2006年）4月現在で1,529人となっています。また、小学校低学年を対象とする学童保育所の入所児童数は、平成18年（2006年）4月現在で253人となっており、入所希望者も増加している状況です。市内の保育所では、一時保育、延長保育、休日保育等様々な保育サービスの充実に努めており、また学校、学童保育所、児童館、公民館、コミュニティセンター等において、子供の安全な居場所づくりと子育て支援のために各種の取組を行っています。さらに、ファミリーサポートセンターでは、子育てにおける会員同士の助け合い活動を支援しています。

就労時間や就労形態など、保護者を取り巻く労働環境も変化していることから、子育て支援において、今後も、市民自身による活動の活性化とともに、必要に応じた各種保育サービス等を充実していく必要があります。

また、介護が必要な家族がいる労働者を支援するために、介護が必要な方の状態やニーズに応じた介護サービスが受けられるよう、社会的支援の充実が求められています。

男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、働く場や地域など社会全体で子育てや介護を支えていくための環境整備を進める必要があります。

施策の方向

(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとり、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、各種制度や就労形態の普及を図ります。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| 49 仕事と家庭生活の両立に向けた意識啓発 | 仕事と家庭生活の両立に向け、男性を含めた働き方の見直しについて意識啓発を図ります。 | 商工振興課 |
| 50 育児・介護休業制度などの普及 | 男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業制度などの普及を図ります。 | 商工振興課 |
| 51 労働時間の短縮 | <u>ワークシェアリング</u> ¹⁷ の普及などにより、労働時間の短縮に向けて事業主等への働きかけを行います。 | 商工振興課 |
| 52 多様な就労形態の普及 | <u>短時間正社員</u> ¹⁸ や <u>フレックスタイム制</u> ¹⁹ などの仕事と家庭生活が両立しやすい多様な就労形態や、 <u>ファミリー・フレンドリー企業</u> ²⁰ の普及を図ります。 | 商工振興課 |

施策の方向

(2) 子育て支援策等の充実

子育ての負担感を軽減するため、多様な保育サービスの充実、地域における子育て支援、相談など、関係機関と連携を図りながら、社会的な子育て支援の充実に努めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---|---|
| 53 多様な保育サービスの充実 | 仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境を整備するため、一時保育・延長保育・休日保育・乳児保育・障害児保育等の多様な保育サービスの充実に努めます。 | 子育て推進課 学校教育課 |
| 54 放課後子どもプラン ²¹ の推進 | 「放課後子ども教室推進事業」を活用し、子供たちの安全・安心な居場所づくりとして、放課後子ども教室の推進を図るとともに、学童保育については、就労等により昼間保護者がいない家庭への支援のため、学童保育所の運営や未設置校区での設置検討を行い充実に努めます。 | 児童育成課 |
| 55 子育て学習機会の充実 | 各学校・保育所や市民総合センター等での講演会や講座、教室など、子育てについての学習機会の充実により、家庭教育力の向上を図ります。 | 学校教育課 子育て推進課 健康増進課 児童育成課 児童館 生涯学習課 |
| 56 地域における子育て支援の充実 | 身近なところで気軽な相談や人とのふれあいができるよう、グループ活動やサークル活動など、保護者の相互交流の場づくりを推進します。また、学校・幼稚園・保育所・児童館等関係機関が連携し、子供の安全な居場所づくりなど、地域における子育て支援の充実に努めます。 | 子育て推進課 学校教育課 児童育成課 児童館 生涯学習課 健康増進課 |
| 57 地域子育て支援センター事業の推進 | 地域子育て支援センターにおける育児相談・指導や子育てサークルの育成支援事業などを通じ、地域の子育て家庭への支援を行います。 | 子育て推進課 |
| 58 子育て相談体制や乳幼児健診の充実 | 子育てに関するきめ細かな相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。また、乳幼児健診について、受診率の維持向上と未受診者の全数把握に取り組みます。 | 子育て推進課 学校教育課 健康増進課 |
| 59 子育て支援につながる公共施設の整備 | 子供たちを安心して遊ばせることができる公園等の整備や、公共施設における保育室、ベビーベッド等の設置に努めます。 | 都市計画課 管理課 各課（施設整備を担当する課） |

重点課題3 農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立

【現状と課題】

田辺市の農業は、温暖湿潤な気候を生かした梅・かんきつを主体とする果樹栽培が盛んであり、平成17年度（2005年度）では、梅は全国でも一、二の生産規模を誇る約25,000トンを生産しており、専業農家率は40%を超えています。また、林業・木材産業は、木材生産や集積、加工地域が形成され、地域の主要な産業・経済基盤となっています。さらに、黒潮の恵みを受けた豊かな漁場によって発展してきた水産業においては、アジやサバをはじめとする多種多様な水産物の水揚げにより、県下有数の漁獲量を誇っています。

商業においては、紀南地方の商業の中心地として、工業においては、梅加工業、製材業を主とし、地域の特性を生かした産業の振興を進めてきました。

今後、田辺市の経済環境を活性化させる上で、これら地域産業においては、いずれも担い手の育成や、販路を拡大するための新たな魅力の創造などが求められています。

中でも、女性の視点や能力を生かしていくことが必要と考えられますが、農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性は、その生産の場において大きな役割を担っている一方、経営に参画している女性はまだまだ少なく、経営活動に女性の能力が十分に生かされているとはいえません。

田辺市では、生産活動だけでなく、特産品等の地域資源を活用した商品企画、加工、販売などの場において女性の参画が進みつつあり、経営参画への関心が高まる中で、経営能力や技術の向上を図るための支援を進めていく必要があります。

また、家族経営では生産の場と生活の場が一体となる場合が多く、女性は家事・育児・介護等の負担をより多く担っている状況があります。ゆとりある生活環境づくりに向け、適切な労働時間や休日の確保など、労働条件の整備が課題となっています。

農林水産業や商工業等の自営業においても、男女が共に担い手として、意欲と能力を生かせる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 方針決定過程への女性の参画促進

農業を行う家族の中で経営や労働について十分な話し合いの場が持てるよう、家族経営協定²²の普及を図ります。また、経営能力や技術向上のための情報提供や研修会等を通じ、農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性の方針決定過程への参画を促進します。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|--------------------------------|
| 60 家族経営協定の普及 | 農業経営に携わる家族が共に経営のパートナーとして位置付けられるよう、家族経営協定の普及を図ります。 | 農政課 |
| 61 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供 | 各関係団体等との連携のもと、農林水産業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会等を行います。 | 農政課 山村林業振興課 水産課 商工振興課 |

施策の方向

(2) 就業条件と環境の整備

農業や商工業等の自営業に携わる男女が共に快適に働くことができるよう、適切な労働時間や休日の確保など、就労環境の改善に向けた啓発活動を行います。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--------------|
| 62 農業等における労働条件の改善のための啓発 | 労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、家族の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。 | 農政課 商工振興課 |

基本目標4 . だれもが健やかに安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会形成の基盤となるものです。一人ひとりがやる気と生きがいを持って充実した暮らしができる社会の実現を目指します。

高齢者や障害者の介護等については、女性に負担が多くかかる傾向があるため、高齢者福祉、障害者福祉サービスの充実等を進め、社会全体で支える介護に向けた施策を推進します。生活・養育・就労等において様々な問題を抱えることが多いひとり親家庭についても、自立に向けた支援の充実を図ります。

また、だれもが生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、各年代に応じた健康づくりに向け、意識啓発や活動支援を行います。

重点課題1 高齢者・障害者等への支援の充実

【現状と課題】

田辺市の総人口は近年減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる状況にあります。平成18年（2006年）3月末現在の65歳以上人口は21,292人、高齢化率²³は25.1%であり、地域ごとに高齢化率をみると、田辺地域22.6%、龍神地域36.0%、中辺路地域36.2%、大塔地域32.0%、本宮地域41.0%と、田辺地域以外ではいずれも30%を超えている状況です。また、高齢化が進む中、女性高齢者の割合が増加しており、田辺市においても65歳以上の高齢者のうち女性の割合は58.2%であり、75歳以上になると62.6%を占めています。

田辺市の障害者の状況は、平成18年（2006年）4月現在で身体障害者手帳所持者が3,711人、療育手帳所持者が594人、精神障害者保健福祉手帳所持者が273人となっており、いずれも近年増加傾向にあります。

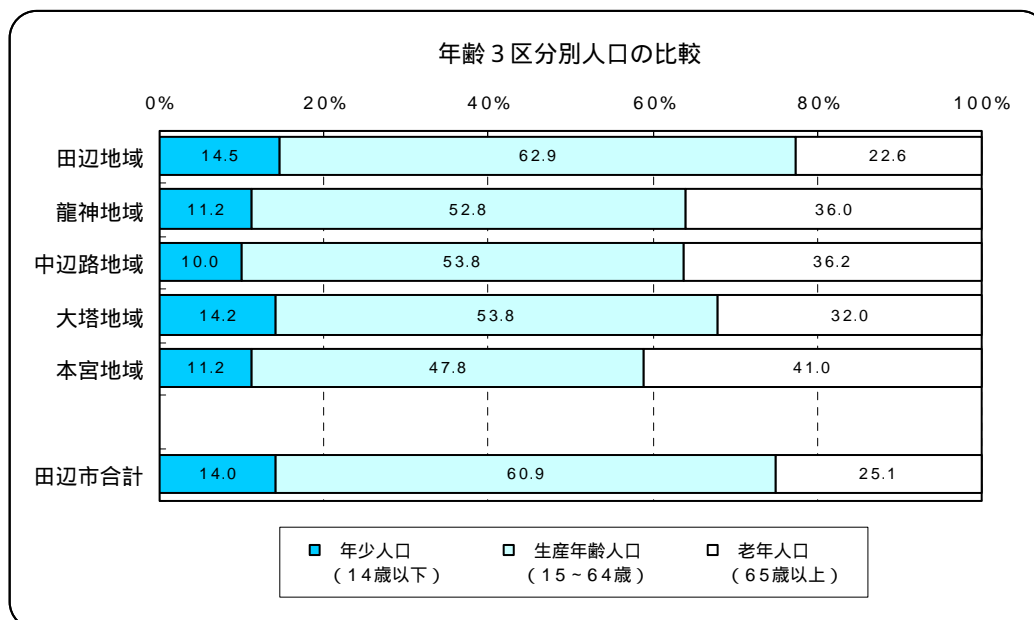
田辺市では、高齢者への福祉施策として、老人クラブへの活動支援や高齢者学級等の開催、就労を通じた生きがいづくりのためシルバー人材センターへの運営支援を行っています。高齢期において、健康で生きがいを持って暮らしていくためには、このような長年の知識・経験を生かした就労支援や、長くなった生涯をより心豊かなものにするための学習機会の充実等を図っていくことが重要です。また、介護の負担は現実には女性に偏っており、社会全体で介護を担う介護保険制度の適切な運用と、多様化する介護ニーズに応じた介護サービスの充実が求められています。

障害者への福祉施策としては、ホームヘルプサービスやデイサービス、障害児サマースクール等の実施を通じて、障害者自身の自立支援や介護者への支援を行っています。

介護保険制度については、平成18年（2006年）4月から介護予防に重点を置いた新体系によるサービスが提供されており、障害者施策についても、同年10月に障害者自立支援法²⁴が全面施行され、施設から地域へ、保護から自立へ向けた支援を進めています。

各福祉施策の制度改正が進む中で、高齢者や障害者が地域で自立した生活ができるようにするとともに、介護を社会全体で支えられるよう、支援体制を確立する必要があります。

また、近年、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は仕事や育児、教育、家事など様々な問題を抱え、負担が重くなりがちであることから、生活の安定のための支援をより一層進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 高齢者・障害者の社会参画に対する支援

高齢者や障害者が健康で充実した生活を送ることができるよう、生活や就業への支援を行うとともに、生きがいの場づくり等、社会参画への支援を進めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|-----------------------------|
| 63 高齢者・障害者の生きがいづくりのための支援 | 高齢者・障害者が生きがいを持って充実した生活ができるよう、学習、スポーツ、交流等の各種活動に対する支援を行います。 | やすらぎ対策課 生涯学習課 スポーツ振興課 |
| 64 高齢者・障害者の就労支援 | シルバー人材センター等関係機関と連携し、長年の技能や経験を生かした高齢者雇用対策を推進します。また、障害者の就労促進に向け、企業等への働きかけや就労支援を行います。 | やすらぎ対策課 商工振興課 |

施策の方向

(2) 高齢者・障害者福祉サービスの充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするとともに、介護の負担が家庭のみにかかることのないよう、各種福祉サービス等の充実を図ります。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|---|--|
| 65 在宅福祉サービスの充実 | 個別のニーズに応じた最適なサービスが提供できるよう、介護保険、障害者福祉の各制度の改正等に対応しながら、在宅福祉サービスの充実に努めます。 | やすらぎ対策課 |
| 66 施設福祉サービスの充実 | 家庭での介護が困難となった高齢者や障害者に対し、施設福祉サービスの充実に努めます。 | やすらぎ対策課 |
| 67 介護予防の推進 | 高齢者が介護を要する状態になったり、状態が悪化することのないよう、介護予防を図ります。 | やすらぎ対策課 |
| 68 介護学習機会の充実 | 家族介護者等への介護教室などを行うとともに、介護保険制度や障害者自立支援法の周知を図ります。 | やすらぎ対策課 |
| 69 介護に携わる人材の育成 | 研修等を通じて介護に携わる人材の資質向上に努めるとともに、地域で高齢者や障害者を支援するボランティア等の育成支援を行います。 | やすらぎ対策課 保健福祉総務課 |
| 70 高齢者・障害者の権利擁護 | <u>地域福祉権利擁護事業</u> ²⁵ や <u>成年後見制度</u> ²⁶ の理解を深め、普及を図ります。 | やすらぎ対策課 |
| 71 介護相談体制の充実 | 介護に関する相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。また、地域包括支援センターにおける高齢者や介護に関する相談・支援体制の充実に努めます。 | やすらぎ対策課 |
| 72 障害者への相談体制の充実 | 地域において障害者が自立した生活ができるよう、相談・支援体制の充実に努めます。 | やすらぎ対策課 |
| 73 道路環境・公共施設等の整備 | 道路や公共施設等において、高齢者や障害者に配慮した <u>ユニバーサルデザイン</u> ²⁷ 、 <u>バリアフリー</u> ²⁸ によるまちづくりを推進します。 | 都市計画課 土木課 建築住宅課 やすらぎ対策課 各課（施設整備を担当する課） |

施策の方向

(3)ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭は近年増加傾向にあり、様々な問題を抱えることが多いため、相談・支援体制の充実に努めるとともに、経済面や生活面での自立を支援する施策の充実に努めます。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-------------------------------|
| 74 ひとり親家庭に対する福祉サービスの充実 | ひとり親家庭への医療費の助成により、ひとり親家庭の負担の軽減を図ります。母子家庭自立支援給付金事業などの施策の充実に努め、母子家庭の母親の自立を支援するとともに、母子家庭等には児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。また、母子世帯向けの市営住宅「いちご」の適正な運用を行います。 | 保険課 子育て推進課 市民課 建築住宅課 |
| 75 ひとり親家庭への相談体制の充実 | ひとり親家庭が抱える悩み等に対して適切な助言・指導等が行えるよう、児童相談所等関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実に努めます。 | 子育て推進課 |

重点課題2 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

女性も男性も互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提となるものです。そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女が共に生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めることが大切です。

生涯にわたって健康に過ごすためには、特に成長過程の重要な時期である思春期において、性や喫煙、飲酒、薬物等、健康をおびやかす問題に関する正しい知識が必要となります。

また、近年増加している生活習慣病などの予防に向け、自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育の充実が求められています。

田辺市においては、健康診査や各種がん検診、健康教育、健康相談等の実施を通じ、市民の生涯にわたる健康づくりを支援しています。また、健康の保持・増進には一人ひとりの実践努力が最も重要となることから、「田辺市健康づくり計画」に基づき、市民、地域、団体、行政の連携による地域に密着した健康づくり活動を進めています。

さらに、思春期保健については、乳児健診時に赤ちゃんと小中学生がふれあえる機会を設けるなど、生命の大切さを学ぶことができる機会の充実に努めています。

今後も、すべての人が健康に暮らしていけるよう、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を進める必要があります。

施策の方向

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

各年代に応じた心身の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、健康診査・各種がん検診や健康教室、相談などを通じ、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|--|
| 76 健康づくりのための啓発活動の推進 | 生涯を通じた健康の保持増進に向け、思春期から高齢期まで、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を行います。 | 健康増進課 学校教育課 やすらぎ対策課 |
| 77 生涯にわたる健康づくりの支援 | 健康診査・各種がん検診の実施、健康教室やスポーツ活動への参加促進等を通じ、生涯にわたる健康づくりを支援します。 | 健康増進課 学校教育課 保健給食課 保険課 やすらぎ対策課 スポーツ振興課 |
| 78 心身の問題に関する相談体制の充実 | 必要に応じてカウンセラー等の専門家による相談を行うなど、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実に努めます。また、女性が抱える様々な悩みに電話による相談を実施します。 | 健康増進課 学校教育課 やすらぎ対策課 男女共同参画推進室 |

施策の方向

(2) 妊娠・出産に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、きめ細かな母子保健サービスを提供します。また、不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊で悩む男女に対する支援を行います。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------|
| 79 妊娠・出産に関する保健指導の充実 | 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスを提供します。 | 健康増進課 |
| 80 不妊に関する相談等の支援 | 不妊で悩む男女が安心して相談できるよう、不妊治療に関する情報提供や支援を行います。 | 健康増進課 |

施策の方向

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

特に、子供の重要な発達段階である思春期において、性や喫煙、エイズや性感染症、薬物等に関して、正しい判断と適切な行動ができるよう、啓発活動を行います。

| 具体的施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-----------------------|
| 81 喫煙防止教育の推進 | 喫煙による人体への健康被害についての正しい情報の提供を行うとともに、学校における喫煙防止教育を推進します。 | 学校教育課 健康増進課 |
| 82 エイズや性感染症を予防するための啓発 | エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、予防に努めます。 | 学校教育課 健康増進課 保険課 |
| 83 薬物乱用防止対策の推進 | 各関係機関との連携のもと、薬物の乱用を防止するための啓発活動を行います。 | 学校教育課 健康増進課 |

第4章 プランの推進体制

第4章 プランの推進体制

男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第3章において述べた取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本プランの目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが大切です。

庁内の推進組織である男女共同参画推進本部を中心に、全庁を挙げて、本プランの着実な推進を図ります。

2. 市民との連携

市民が家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。男女共同参画に関する活動を行う団体のネットワークづくりを進めるとともに、各団体と行政が連携を図りながら、施策を推進します。

また、男女共同参画懇話会において、男女共同参画に関する施策の重要事項を審議し、市民の幅広い意見の反映に努めます。

3. 企業との連携

市内の各企業が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

4. 国・県等関係機関との連携

本プランの推進に当たり、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

5. プランの進行管理

本プランを実効性のあるものとするため、具体的施策として掲げた個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価することにより、進行管理を行います。

資料編

資料編

1. 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条 第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ

計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要

な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有して

いることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視

し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他

必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2. 男女共同参画基本計画(第2次)の概要

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等
 - (1) 男女共同参画基本計画
 - (2) 第1次基本計画策定後の主な取組
 - (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

- 2 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項
 - (1) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成
 - (2) 男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等
 - イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
 - (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
 - (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進

- ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
 - エ 男女間の賃金格差の解消
 - (2) 母性健康管理対策の推進
 - (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - イ 再就職に向けた支援
 - (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
 - ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及
 - イ パートタイム労働対策の総合的な推進
 - ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進
 - オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画
 - (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
 - ア 起業支援策の充実
 - イ 雇用・起業以外の就業環境整備
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の推進
 - (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- (1) 高齢者の社会参画に対する支援
 - (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
 - (3) 高齢期の所得保障
 - (4) 障害者の自立した生活の支援
 - (5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究等
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護及び自立支援
 - エ 関連する問題への対応
 - (3) 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処等
 - イ 被害者への配慮等
 - ウ 加害者に関する対策の推進等
 - エ 啓発活動の推進
 - (4) 売買春への対策の推進
 - ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - イ 児童に関する対策の推進
 - (5) 人身取引への対策の推進
 - ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進
 - イ 関係法令の適切な運用
 - ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進
 - エ 調査研究等の推進
 - (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - (7) ストーカー行為等への対策の推進
 - ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - イ 被害者等の支援及び防犯対策
 - ウ 広報啓発の推進

- 8 生涯を通じた女性の健康支援
 - (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
 - (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
 - ア 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - イ 適切な性教育の推進
 - (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア HIV/エイズ、性感染症対策
 - イ 薬物乱用対策の推進
 - ウ 喫煙、飲酒対策の推進

- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
 - (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 初等中等教育の充実
 - イ 高等教育の充実
 - ウ 社会教育の推進
 - エ 教育関係者の意識啓発
 - オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実
 - (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ア 生涯学習の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実

- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
 - (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進
 - イ 国連の諸活動への協力
 - ウ 女性の平和への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

カ NGOとの連携・協力推進

12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- (1) 科学技術
- (2) 防災（災害復興を含む）
- (3) 地域おこし、まちづくり、観光
- (4) 環境

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

3 女性のチャレンジ支援

3. 相談窓口一覧

本プランで扱われている項目等の中から、主に公の機関による情報提供や相談が受けられる窓口を紹介します。

日時、場所等の詳細については、担当までお問い合わせください。

女性電話相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------|-------------------------|-----------------------------|
| 男女共同参画センター | 女性が抱える様々な悩みに電話で相談に応じます。 | 市民総合センター 4階 0739-26-4919 |

女性相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------------------|--|--------------|
| 和歌山県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター) | 様々な悩みを抱えている女性からの相談や、配偶者等からの暴力の相談に応じます。 | 073-445-0793 |

人権相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------|----------------|---------------------------|
| 人権擁護連盟 | 人権に関する相談に応じます。 | 市役所本庁舎 4階 0739-26-9912 |

登記・相続・人権相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 和歌山地方法務局田辺支局 | 登記や相続、人権について、人権擁護委員・法務局職員が相談に応じます。 | 田辺市文里一丁目 11番9号 0739-22-0698 |

市民法律相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------|---------------------------------|---------------------------|
| 広聴広報課 | 契約関連、相続など法律に関する問題に、弁護士が相談に応じます。 | 市役所本庁舎 3階 0739-26-9911 |

行政相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------|----------------------------|---------------------------|
| 広聴広報課 | 国・県・市・特殊法人等の行政に対する相談に応じます。 | 市役所本庁舎 3階 0739-26-9911 |

市民相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------|--------------------|---------------------------|
| 広聴広報課 | 市民の皆さんの身近な相談に応じます。 | 市役所本庁舎 3階 0739-26-9911 |

消費生活相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------|-------------------------------|----------------------------|
| 広聴広報課 | 悪徳商法の被害や、契約購入したものについて相談に応じます。 | 市役所本庁舎 3 階 0739-26-9911 |

市民活動に関する相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------------|---|------------------------------|
| 田辺市市民活動センター | NPOを法人化するための相談、ボランティアの仲介、行政への相談依頼などに応じます。 | 市民総合センター 2 階 0739-26-9833 |

外国人相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|----------|------------------------------------|------------------------------|
| 国際交流センター | 外国人の方の日常生活に関する相談に応じます。(電話相談もできます。) | 市民総合センター 2 階 0739-26-5997 |

職業能力の開発に関する相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 田辺地域職業訓練センター | 職業訓練及び専門技能の養成の場として、研修等に関する相談に応じます。 | 田辺市中屋敷町 24 番地の 2 0739-26-0919 |

求人情報、職業相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------|
| 田辺公共職業安定所 | 求人・求職、雇用保険などに関する相談に応じます。 | 田辺市朝日ヶ丘 24 番 6 号 0739-22-2626 |

労働相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------------|---|---|
| 和歌山労働局雇用均等室 | 職場における男女均等取扱いやセクシュアル・ハラスメント、働く女性の母性健康管理、パートタイム労働法、育児・介護休業法等に関する各種相談に応じます。 | 和歌山市中之島 1518 番地 (和歌山M I Dビル4階) 073-421-6157 |

労働条件に関する相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------|--|---|
| 田辺総合労働相談コーナー | 労働条件をめぐる労働者と使用者との間で生じた問題等について、総合労働相談員が対応します。 | 田辺市明洋二丁目 24 番 1 号 田辺労働基準監督署内 0739-22-4694 |

不登校・いじめ・教育相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|----------|---|-------------------------------|
| 田辺市教育研究所 | 不登校やいじめ、子育て等、様々な悩みを抱えた子供や保護者、市民の相談(電話・来談)に応じます。 | 青少年研修センター 2 階 0739-25-2656 |

家庭児童相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|---------|-----------------------------|------------------------------|
| 家庭児童相談室 | 家庭における児童の養育及び福祉に関する相談に応じます。 | 市民総合センター 1 階 0739-26-4926 |

児童相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|---------|--|--------------------------------------|
| 紀南児童相談所 | 児童に関する養護、障害、非行、育成等、各種の問題について、家庭その他のからの相談に応じます。 | 田辺市明洋一丁目 10 番 1 号 0739-22-1588 |

介護相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------|---|------------------------------|
| 地域包括支援センター | 在宅で支援を必要とする高齢者やその家族を対象に、介護等に関する相談に応じます。 | 市民総合センター 1 階 0739-26-9906 |

障害者相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|----------------------|--|--|
| 田辺・西牟婁障害児者支援センター り～ふ | 障害者や障害児の保護者、障害者の介護を行う方を対象に、サービスの利用援助、必要な情報の提供、権利擁護のための必要な援助を行うなど、障害者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談に応じます。 | 田辺市湊 448-8 0739-25-5161 |
| 紀南障害者地域生活支援センター | | 田辺市神子浜二丁目 13 番 20 号 0739-23-3667 |
| やすらぎ対策課 | | 市民総合センター 1 階 0739-26-4902 |

高齢者・障害者の福祉に関する相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------|--|---|
| 田辺市社会福祉協議会 | 高齢者・障害者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを一人では十分にできない方の生活を支援する福祉サービス利用援助事業や、在宅の障害者の地域での自立生活を支援する障害者生活支援事業など、福祉・暮らしに関する様々な相談に応じます。 | 市民総合センター 2 階 0739-24-8329 龍神地区事務所 0739-78-2132 中辺路地区事務所 0739-64-1890 大塔地区事務所 0739-49-0626 本宮地区事務所 0735-42-0224 |

福祉のしごと相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 田辺市社会福祉協議会 紀南福祉人材バンク | 福祉や介護の分野への就職や資格取得に関する相談に応じます。 | 市民総合センター 2 階 0739-26-4918 |

一般健康相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------------|------------------------|---|
| 健康増進課 各行政局保健福祉課 | 生活習慣病等の健康についての相談に応じます。 | 市民総合センター 2 階 0739-26-4901 龍神行政局 0739-78-0820 中辺路行政局 0739-64-0503 大塔行政局 0739-48-0301 本宮行政局 0735-42-1002 |

ひきこもり相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------|
| 健康増進課 | 市内に住むひきこもりの状態にある青少年とその家庭からの相談に応じます。 | 市民総合センター 2 階 0739-26-4901 |

子育て相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------------|------------------------------------|---|
| 健康増進課 各行政局保健福祉課 | 妊娠、出産、育児をはじめ、思春期までの子育てに関する相談に応じます。 | 市民総合センター 2 階 0739-26-4901 龍神行政局 0739-78-0820 中辺路行政局 0739-64-0503 大塔行政局 0739-48-0301 本宮行政局 0735-42-1002 |

子育てテレホン相談

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------------|--|---|
| 地域子育て支援センター 愛あい | 子育てに関する悩みに電話で相談に応じます。相談室「愛あいルーム」での面接相談もできます。 | 田辺市天神崎 3 番 28 号 もとまち保育所内 0739-22-9285 |

不妊専門相談(こうのとり相談)

| 窓口 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------|------------------------------|---|
| 田辺保健所 | 不妊で悩む方を対象に、専門医・保健師等が相談に応じます。 | 田辺市朝日ヶ丘 23 番 1 号 西牟婁振興局内 0739-22-1200 (代) |

4.用語解説

1 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1.人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2.「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

- 「男女共同参画基本計画(第2次)」より抜粋 -

2 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産む子供の平均数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

3 固定的な性別役割分担

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

4 ドメスティック・バイオレンス(DV)

家庭内で発生するすべての暴力を指す言葉ですが、最近では、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性が受ける暴力を指して使われることが多くなっています。肉体的な暴力だけでなく、行動の監視や制限をする、ののしるといった言葉や行為によるものについても暴

力の範ちゅうとして取り上げられています。

5 セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、特に雇用の場で問題となっています。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成13年(2001年)10月に施行。

平成16年(2004年)12月には、それまでの保護命令などでは対応できない事例が多くみられたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに、被害者の子供への接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を延長することなどを柱とした改正法が施行されました。

7 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施するものです。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などがあります。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

8 ILO 156号条約(家族的責任を有する労働者条約)

昭和56年(1981年)にILO(国際労働機関)で採択された「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号条約)のこと。日本は平成7年(1995年)6月に批准。

女子差別撤廃条約の理念に立ち、男女労働者が差別待遇を受けることなく、職業上の責任と家族的責任を両立できるようにすることを目的とし、雇用条件や社会保障などで労働者のニーズを反映する各種措置等の確立を目指しています。

9 介護保険制度

老後生活の大きな不安要因でもある介護問題を社会全体で支え合っていくことを目的として、平成 12 年（2000 年）4 月から実施されている社会保険制度。40 歳以上の国民が被保険者となり、保険料を負担し、介護が必要と認定された時に費用の一部を支払って、介護サービスを利用するものです。

平成 18 年（2006 年）4 月の改正では、介護が必要な状態にならない、また、介護度が悪化しないための「介護予防」が重視されたほか、要介護高齢者の地域での暮らしを支援するための「地域密着型サービス」や、地域の介護予防・権利擁護を推進し高齢者の在宅生活を支援するための「地域包括支援センター」の創設等が盛り込まれました。

10 NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動しています。

11 ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会とのかかわり方まで含む広い意味での生き方。

12 ナショナルトラスト運動

19 世紀にイギリスで始まった自然保護運動で、価値ある優れた自然や歴史的建造物等を寄付金などにより買い取り、または寄贈・遺贈などで取得し、これを保存・維持・管理・公開することで次世代に残していくことを目的としています。

13 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和 61 年（1986 年）4 月に施行。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。

平成 11 年（1999 年）4 月には、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクション及びセクシュアル・ハラスメントに係る規定の創設、企業名公表制度の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。

平成 19 年（2007 年）4 月には、性別による差別禁止の範囲の拡大、間接差別禁止規定の創設、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込み、改正法が施行されます。

14 パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が正式名称で、平成5年（1993年）12月に施行。パートタイム労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を講ずることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉を増進するための法律。

15 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成4年（1992年）4月に施行。仕事と家庭生活の両立を図るため、労働者が育児休業や介護休業、時間外労働及び深夜業の制限の制度を取得できることを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずることを事業主に義務づける法律。

平成17年（2005年）4月には、育児・介護休業対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子供の看護休暇の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。

16 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置について定めた法律。平成15年（2003年）7月に一部施行、平成17年（2005年）4月に全面施行。平成27年（2015年）3月31日まで10年間の時限立法。

17 ワークシェアリング

雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うものであり、雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指すもの。

18 短時間正社員

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員のこと。フルタイム正社員が短時間・短日勤務を一定期間行う場合や、正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合があります。仕事をしながら家事や育児に時間を充てることができることなどから、その普及が期待されています。

19 フレックスタイム制

一週間、一か月等の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を自分で選択して働く制度。

20 ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。

21 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、原則として、全小学校区において、希望するすべての子供を対象とする「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）と、保護者が就労等のため昼間家庭にいない子供（おおむね 10 歳未満の児童）を対象とする「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）を一体的あるいは連携して実施するもの。平成 19 年（2007 年）4 月から実施。

22 家族経営協定

経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めを文書で行うこと。

23 高齢化率

全人口に占める 65 歳以上の人の割合のこと。高齢化率 7% で「高齢化社会」、14% 以上で「高齢社会」、21% を超えると「超高齢社会」となります。

24 障害者自立支援法

身体障害・知的障害・精神障害がある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成 18 年（2006 年）4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行。

障害者支援を施設での保護中心から地域生活や就労中心に転換し、市町村を実施主体として、障害者の自立に向けた支援を行います。

25 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人を対象に、社会福祉協議会が主体となって、福祉サービスを利用するための手続きや支払い等の援助や代行、日常

的金融管理サービス、預金通帳や権利証等の書類預かりなどを行う事業。平成 11 年（1999 年）10 月から実施。

26 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、本人に代わって成年後見人等が財産管理や介護・医療などの契約行為を行う制度。平成 12 年（2000 年）4 月から実施。

27 ユニバーサルデザイン

いろいろな人にとって利用しやすいデザイン・設計のことをいい、あらかじめ、年齢や障害の有無などに関係なく、だれもが利用しやすいような「まちづくり」や「ものづくり」を行っていかこうとする考え方。

28 バリアフリー

社会生活をしていく上での障壁となるものを除去し、年齢や障害の有無などに関係なく、すべての人が社会参加できるようにすること。元来は建築用語であり、段差の解消や手すりの設置など、物理的障壁の除去という意味ですが、より広く社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使われています。

5. 田辺市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に資するため、田辺市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、企画部人権推進課男女共同参画推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

6. 田辺市男女共同参画懇話会委員名簿

平成 17・18 年度

| 団 体 名 等 | 氏 名 |
|-----------------|--------|
| 田辺市男女共同参画連絡会 | 坂本 みや子 |
| 田辺市人権擁護連盟 | 志波 元昭 |
| 田辺人権擁護委員協議会田辺部会 | 亀井 正子 |
| 田辺市教育委員会 | 磯崎 美佐子 |
| 田辺市民生児童委員協議会 | 太田 純治 |
| 田辺市医師会 | 榎本 淑子 |
| 田辺市企業人権推進協議会 | 岩淵 孝介 |
| 田辺市自治会連絡協議会 | 松本 保 |
| 田辺市議会議員 | 宮田 政敏 |
| 学識経験者（活動実践者） | 金川 めぐみ |
| 学識経験者（活動実践者） | 良原 昌子 |
| 田辺市収入役 | 福田 安雄 |
| 一般公募委員 | 幡山 久男 |
| 一般公募委員 | 小淵 静子 |
| 一般公募委員 | 蕨野 世子 |
| 一般公募委員 | 藪脇 晴美 |
| 一般公募委員 | 泉 廣明 |
| 一般公募委員 | 那須 秀雄 |
| 一般公募委員 | 三橋 雅子 |
| 一般公募委員 | 玉井 みや子 |
| 合 計 | 20 名 |

...会長 ...副会長

7. 田辺市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、田辺市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市における男女共同参画施策の推進のための計画(次号において「推進計画」という。)の策定及び実施に関すること。
- (2) 推進計画の策定及び実施における関係部課等の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長、副本部長は収入役、教育長及び水道事業管理者の職にある者をもってそれぞれ充て、委員は、部等の長の職(これに相当する職を含む。)にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、前条第2項に規定する順序により、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に、推進本部から付託された事項に係る調査、研究及び協議を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画部長をもって充て、幹事は、課等の長の職(これに相当する職のうち参事を除く。)にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。
- 5 幹事会に分科会を設けることができる。

(作業部会)

第6条 幹事会に、特定の事項に係る調査及び研究を専門的に行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。

- 3 作業部会長は、企画部男女共同参画推進室長の職にある者をもって充て、作業部会員は、関係各係長の職（これに相当する職のうち企画員を除く。）にある者をもって充てる。
- 4 作業部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会長に事故があるときは、作業部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 作業部会に分科会を設けることができる。

（会議）

第7条 推進本部、幹事会及び作業部会の会議は、それぞれ本部長、幹事長又は作業部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。

- 2 本部長、幹事長及び作業部会長は、必要に応じ、会議に学識経験者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第8条 推進本部、幹事会及び作業部会の事務局は、企画部人権推進課男女共同参画推進室に置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

8. 男女共同参画社会の形成に向けた歩み(年表)

| 年 | 国連等 | 国 | 和歌山県 | 田辺市 |
|------------------|---|---|---|-----|
| 昭和50年 (1975年) | <ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催、「世界行動計画」採択 | <ul style="list-style-type: none"> 「教員等育児休業法」成立(女子教員、看護婦、保母等対象) [S51.4 施行] 総理府に婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 総理府婦人問題担当室業務開始 | | |
| 昭和51年 (1976年) | <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」(1976年~1985年)始まる | <ul style="list-style-type: none"> 民法改正(離婚後の氏の選択自由) [S51.6 施行] | | |
| 昭和52年 (1977年) | | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 | <ul style="list-style-type: none"> 青少年局育成課に婦人主幹配置 庁内関係課室で組織する婦人問題連絡会議設置 | |
| 昭和53年 (1978年) | | | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進会議設置 婦人関係施策の調査実施 「婦人問題を考える集い」開催 | |
| 昭和54年 (1979年) | <ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(ニューデリー)開催 | | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題世論調査実施(第1回) 婦人の政策決定参加状況調査実施 | |
| 昭和55年 (1980年) | <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | <ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」に日本政府代表署名 民法改正(配偶者の相続分引き上げ) [S56.1 施行] | <ul style="list-style-type: none"> 「婦人の明日をひらく私の意見」公募 「明日をひらく婦人交流のつどい」開催 | |
| 昭和56年 (1981年) | <ul style="list-style-type: none"> ILO総会「家族的責任を有する労働者条約(第156号条約)」採択 「女子差別撤廃条約」発効 | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」策定 「母子及び寡婦福祉法」成立(寡婦も母子家庭に準じた取扱い) [S57.4 施行] | <ul style="list-style-type: none"> 「婦人文化展」開催 | |
| 昭和57年 (1982年) | | | <ul style="list-style-type: none"> 「和歌山婦人施策の指標」策定 婦人問題シンポジウム開催 | |
| 昭和59年 (1984年) | <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京)開催 | <ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」及び「戸籍法」改正(父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化) [S60.1 施行] | <ul style="list-style-type: none"> 青少年局育成課を青少年婦人課に名称変更 婦人の生活と意識調査実施(第2回) 婦人問題懇話会設置 | |
| 昭和60年 (1985年) | <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準額改正(男女差解消) 「国民年金法」改正(女性の年金権確立) [S61.4 施行] 「男女雇用機会均等法」成立[S61.4 施行] 「女子差別撤廃条約」批准 | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題アドバイザー設置 県婦人会議設立 | |
| 昭和61年 (1986年) | | | <ul style="list-style-type: none"> 県婦人議会開催 「婦人のつどい」開催 | |
| 昭和62年 (1987年) | | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「紀州の女のまつり」開催 | |
| 昭和63年 (1988年) | | <ul style="list-style-type: none"> 農水省「農山漁村婦人の日」設定 | <ul style="list-style-type: none"> 「21世紀をめざすわかやま女性プラン」策定 | |

| 年 | 国連等 | 国 | 和歌山県 | 田辺市 |
|------------------|--|--|--|---|
| 平成元年 (1989年) | | ・文部省「新学習指導要領」告示(高等学校家庭科の男女必修化) | ・女性の生活と意識調査実施(第3回) ・「ナウナウわかやま」開催 | |
| 平成2年 (1990年) | ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | ・「かがや紀のおんな」開催 | |
| 平成3年 (1991年) | | ・「育児休業法」成立(民間企業対象、両親共に取得可能)[H4.4施行] ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 | ・総理府との共催により北陸・中部・近畿婦人問題地域推進会議開催 ・「女性問題を考えるフォーラム」開催 | |
| 平成4年 (1992年) | | | ・「和歌山女性フェスティバル」開催 | ・総務部総務課に女性施策担当設置 |
| 平成5年 (1993年) | ・国連世界人権会議(ウィーン)開催、「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | ・「パートタイム労働法」成立[H5.12施行] | ・青少年婦人課を青少年女性課に名称変更 ・「トークイン和歌山」開催 | ・田辺市女性問題連絡会結成 |
| 平成6年 (1994年) | ・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催、「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)開催、「カイロ宣言及び行動計画」採択 | ・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会設置 ・内閣に男女共同参画推進本部設置 | ・女性の生活と意識調査実施(第4回) ・平成女性和歌集編集 ・「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定 | |
| 平成7年 (1995年) | ・「人権教育のための国連十年」(1995年~2004年)始まる ・第4回世界女性会議(北京)開催、「北京宣言」及び「行動綱領」採択 | ・「育児・介護休業法」成立(介護休業制度の法制化)[H7.10施行、一部H11.4施行] ・「ILO156号条約」(家族の責任を有する労働者条約)批准 | ・「わかやま女性プラン」改定 ・「女性のつばさ」海外派遣開始 | ・「女と男のみらい大学」講座開催(田辺市女性問題連絡会主催で平成15年まで毎年開催) |
| 平成8年 (1996年) | | ・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 | ・生活文化部に女性政策課設置 ・わかやま女性100人委員会設置 | ・教育委員会生涯学習課に女性教育担当設置 |
| 平成9年 (1997年) | | ・「男女雇用機会均等法」改正[H11.4施行] ・労働基準法改正[H11.4施行] ・「介護保険法」成立[H12.4施行] | ・「女性参政権行使50周年記念イベント」開催 ・男女共生社会づくり協議会設置 | ・市民総合センター内に「田辺女性センター」開設 ・女と男の暮らしに関する市民意識調査実施 |
| 平成10年 (1998年) | | ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 | ・男女共生社会づくりに関する県民意識調査実施 ・県女性センター「りいぶる」開設 | ・女性施策担当を企画部人権推進課に移管 ・男女平等施策推進本部設置 |
| 平成11年 (1999年) | ・エスカップ「ハイレベル政府間会議」(バンコク)開催 | ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「男女共同参画社会基本法」成立[H11.6施行] ・「食料・農業・農村基本法」成立[H11.7施行] | | ・「田辺市男女共同参画プラン サイド・バイ・サイド」策定 |

| 年 | 国連等 | 国 | 和歌山県 | 田辺市 |
|---------------------|---|--|--|---|
| 平成 12 年 (2000 年) | ・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催、「政治宣言」及び「成果文書」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー規制法」成立 [H12.11 施行] ・「児童虐待防止法」成立 [H12.11 施行] ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画懇話会設置 |
| 平成 13 年 (2001 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁改革により内閣府男女共同参画局に改組 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 [H13.10 施行、一部 H14.4 施行] ・「水産基本法」成立 [H13.6 施行] ・第 1 回「男女共同参画週間」 ・第 1 回「女性に対する暴力をなくす運動」 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による名称変更 男女共生社会推進課 男女共生社会推進センター ・男女共生社会推進本部設置 ・「審議会等への女性の参画促進要綱」制定 | |
| 平成 14 年 (2002 年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共同参画推進条例」施行 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により男女共同参画推進室設置 ・田辺市制施行 60 周年記念・田辺女性センター 5 周年記念講演会開催 |
| 平成 15 年 (2003 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」成立 [H15.7 一部施行、H17.4 全面施行] ・「少子化社会対策基本法」成立 [H15.9 施行] | <ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・田辺女性センターを田辺市男女共同参画センターに名称変更 ・田辺市女性問題連絡会 10 周年記念講演会開催 |
| 平成 16 年 (2004 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止法」改正 [H16.10 施行] ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正 [H16.12 施行] ・「育児・介護休業法」改正 [H17.4 施行] | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画フォーラム in わかやま」開催 ・「男女共同参画に関する施策苦情処理要領」策定 | |
| 平成 17 年 (2005 年) | ・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」改正 [H17.10 一部施行、H18.4 全面施行] ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「障害者自立支援法」成立 [H18.4 一部施行、H18.10 全面施行] ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 | | <ul style="list-style-type: none"> ・田辺市女性問題連絡会を田辺市男女共同参画連絡会に名称変更 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施 |
| 平成 18 年 (2006 年) | ・東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)開催、「東京閣僚共同コミニケ」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 [H19.4 施行] | <ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施 | |
| 平成 19 年 (2007 年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共同参画基本計画」改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「田辺市男女共同参画プラン」策定 ・男女平等施策推進本部を男女共同参画推進本部に名称変更 |

田辺市男女共同参画プラン

発行：田辺市

編集：田辺市企画部人権推進課男女共同参画推進室

住所：〒646-0031 和歌山県田辺市湊 1619-8

電話：0739-26-4936

発行年月：平成 19 年 3 月
